

水道事業及び下水道事業の現状と課題

令和6年9月

総務省自治財政局公営企業経営室・準公営企業室

目次

- 1. 水道事業の概要 …P. 2
- 2. 下水道事業の概要 …P. 21
- 3. 上下水道の経営改革の取組に係る支援等 …P. 40

1 水道事業の概要

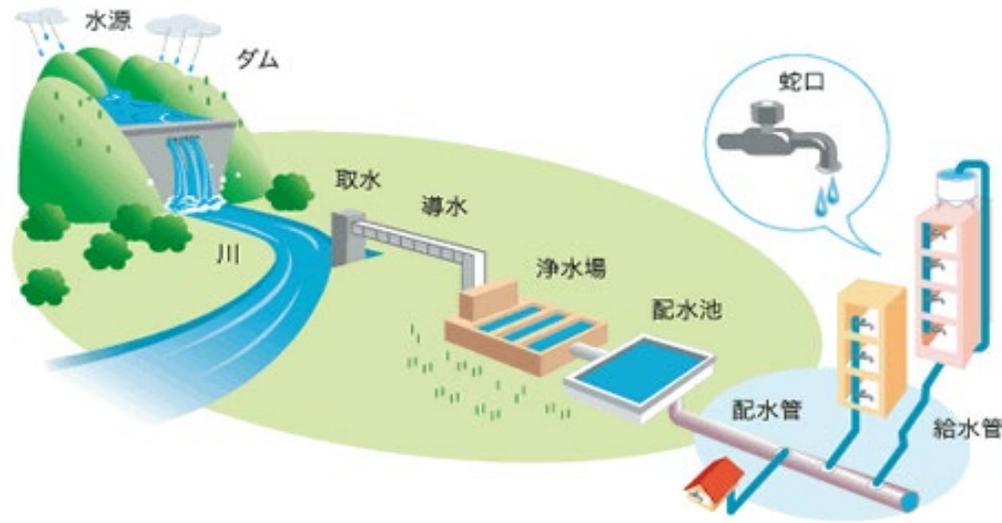
水道事業の概要

水道事業とは

水道事業

(一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、市町村経営が原則)

- ・ 上水道事業 : 給水人口が5,001人以上の事業
(認可事業数※ (公 営) : 1,295事業)
(私 営) : 9事業)
- ・ 簡易水道事業 : 給水人口が101人以上5,000人以下の事業
(認可事業数※ (公 営) : 1,783事業)
(私営等) : 632事業)



上水道事業と簡易水道事業の比較

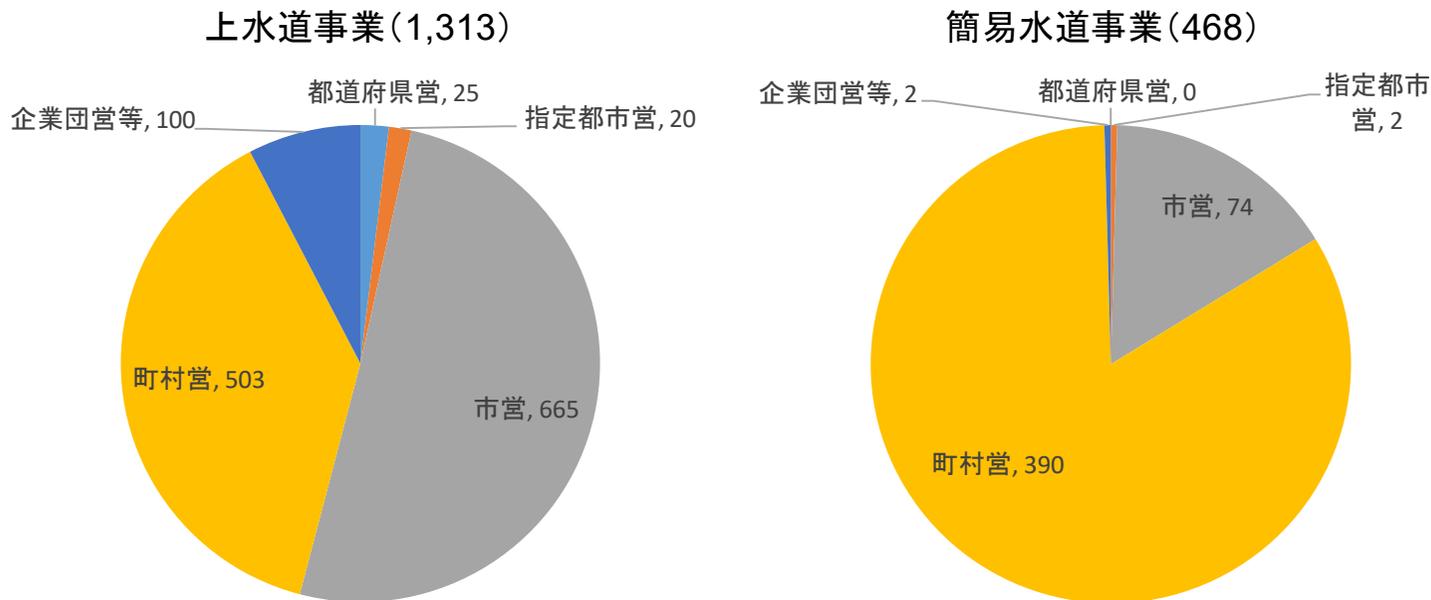
区 分	上水道事業	簡易水道事業
現在給水人口	1億2,115万人	124万人
給水原価	174.8円/m ³	306.1円/m ³
うち資本費	73.3円/m ³	143.8円/m ³
供給単価	170.3円/m ³	162.0円/m ³
料金回収率	97.5%	52.9%
人口1人当たり 管路延長	6.1m	24.8m

※給水原価、資本費、供給単価及び料金回収率については、水道事業経営指標（令和4年度）及び簡易水道事業年鑑（第46集）より
※現在給水人口及び人口1人当たり管路延長については、令和4年度地方公営企業決算状況調査より算出

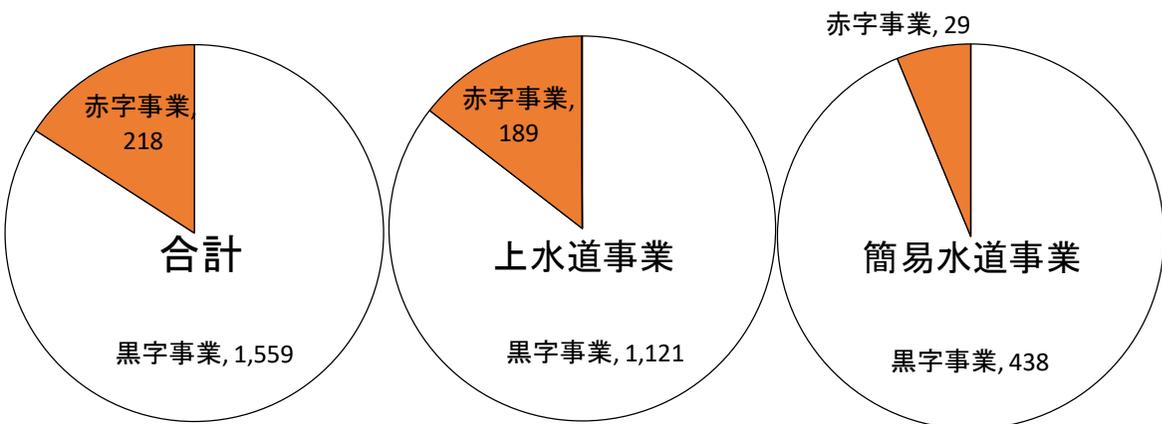
(出典) 厚生労働省資料を総務省が一部加工
(※認可事業数は、令和3年度水道統計より)

水道事業の令和4年度決算の状況

(1) 経営主体別事業者数



(2) 経営状況



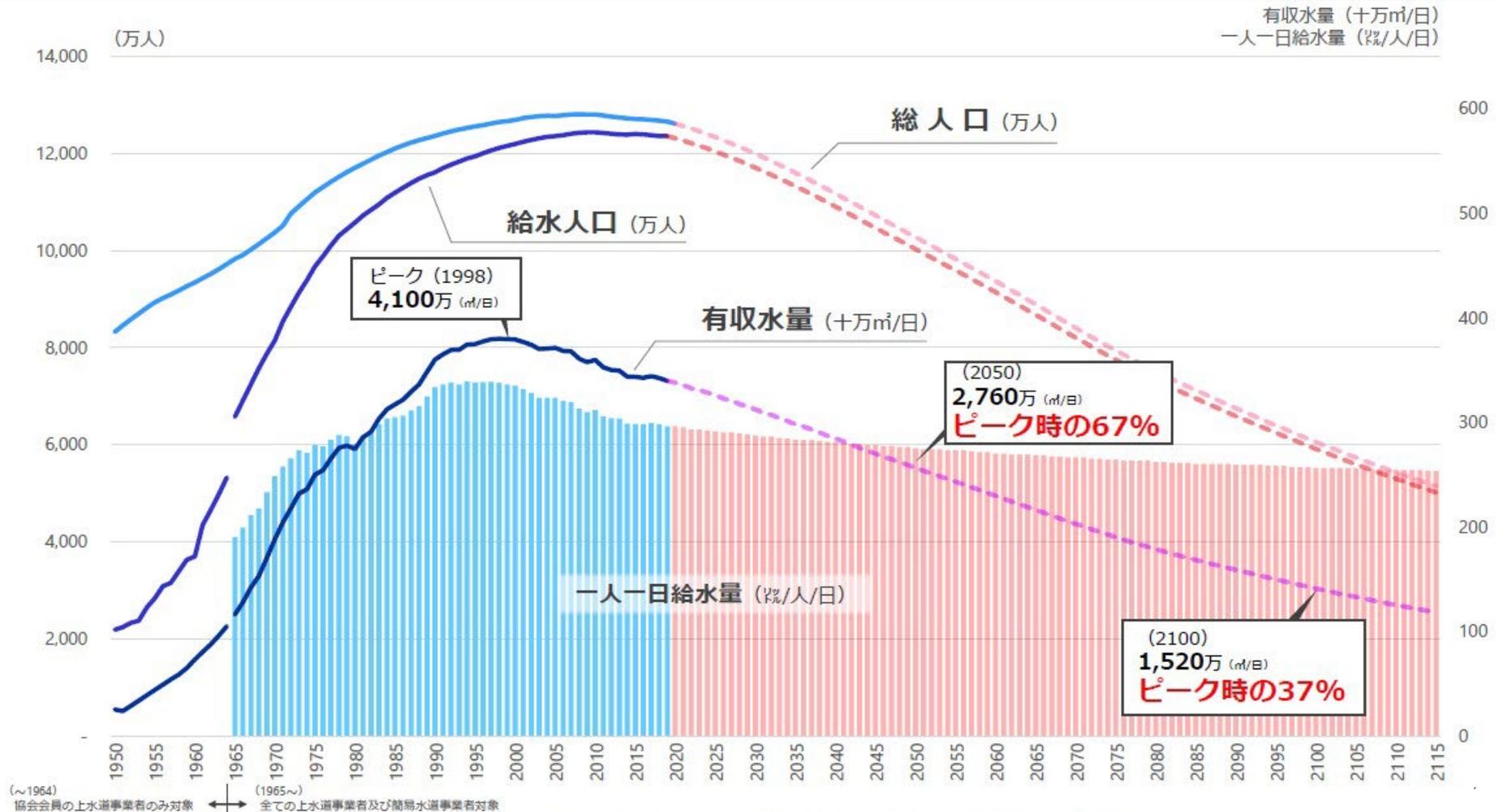
※建設中事業を除く。(上水道事業3事業、簡易水道事業1事業)

総収支額 (単位：億円、%)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
収支別					
黒字	3,833	3,578	3,111	3,441	2,750
(対前年度伸率)	△ 2.3	△ 6.7	△ 13.1	10.6	△ 20.1
赤字	133	194	251	116	132
(対前年度伸率)	54.7	45.9	29.4	△ 53.4	13.8
計	3,699	3,385	2,860	3,325	2,618
(対前年度伸率)	△ 3.6	△ 8.5	△ 15.1	16.3	△ 21.3

水道事業の将来の需要水量

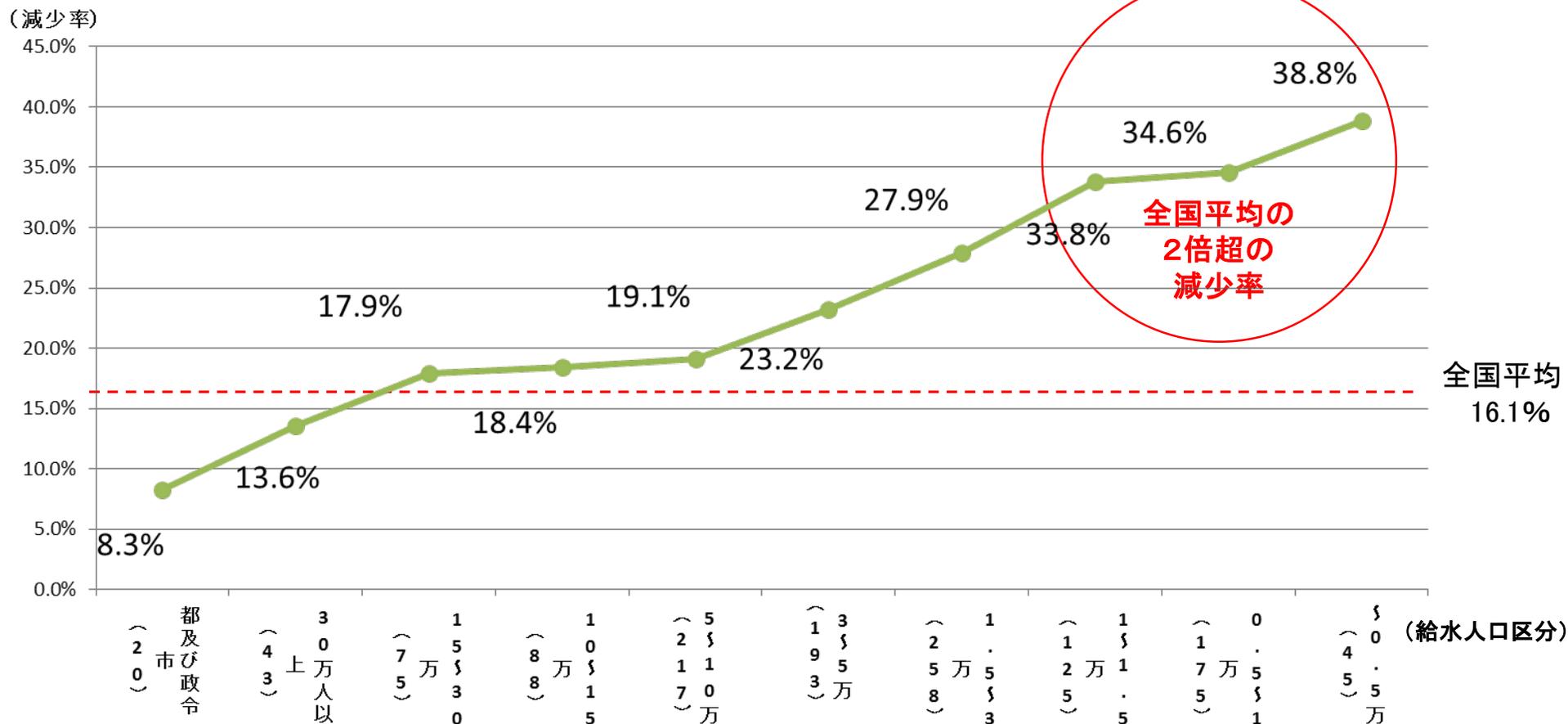
○日本の人口変動や節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少により、有収水量は1998年(平成10年)をピークに減少しており、2050年(令和32年)頃にピーク時の67%程度に減少し、2100年(令和82年)頃にはピーク時の37%程度まで減少する見通し。



※1) 実績値(～2019)：水道統計より。給水人口・有収水量は、上水道及び簡易水道を合わせたものである。総人口のみ2020年まで実績値を記載。一人一日給水量=有収水量÷給水人口。
 ※2) 総人口(2021～2115)：国立社会保障・人口問題研究所(平成29年推計「日本の将来推計人口(超長期推計)」より、厚労省水道課事務局にて2020実績人口に差し引き補正。出生率・死亡率ともに中位を採用)
 ※3) 給水人口(2020～2115)：最新の2019年度普及率(97.6%)が今後も継続するものとして、総人口に乗じて算出している。
 ※4) 有収水量(2020～2115)：家庭用と家庭用以外に分類。家庭用有収水量=家庭用原単位×給水人口。家庭用以外有収水量は、今後の景気の動向や地下水利用専用水道等の動向を把握することが困難であるため、家庭用有収水量の推移に準じて推移するものと考え、家庭用有収水量の比率(0.310)で設定した。本推計値は2015実績を元に2017年度に実施した推計有収水量の結果を最新の2019年度時点まで差し引き補正して採用。

【上水道末端事業】給水人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)

○ 上水道末端給水事業について、給水人口規模別に、人口減少率(2010年→2040年)をみると、規模の小さな団体ほど人口減少率が高くなっている。特に、給水人口が1.5万人未満の団体は、全国平均(16.1%)の2倍を超える減少が見込まれている。

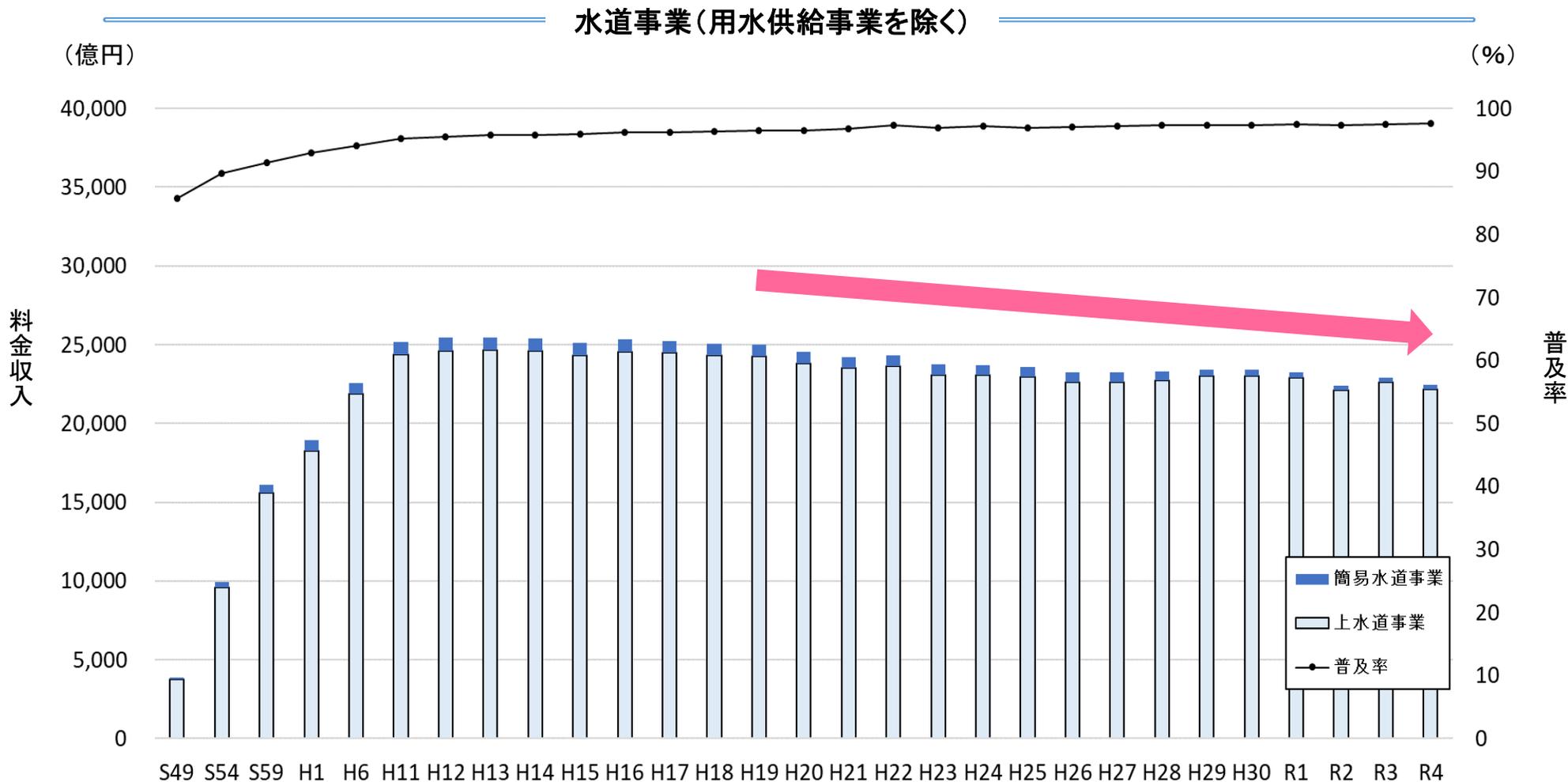


※ 国立社会保障・人口問題研究所発表の2010年から2040年の人口減少率について、各給水人口区分内の単純平均により算出(H27年度時点)

※ 福島県及び一部の末端事業者の推計人口のデータがないため、上水道末端事業者数と一致しない

水道事業の料金収入の推移

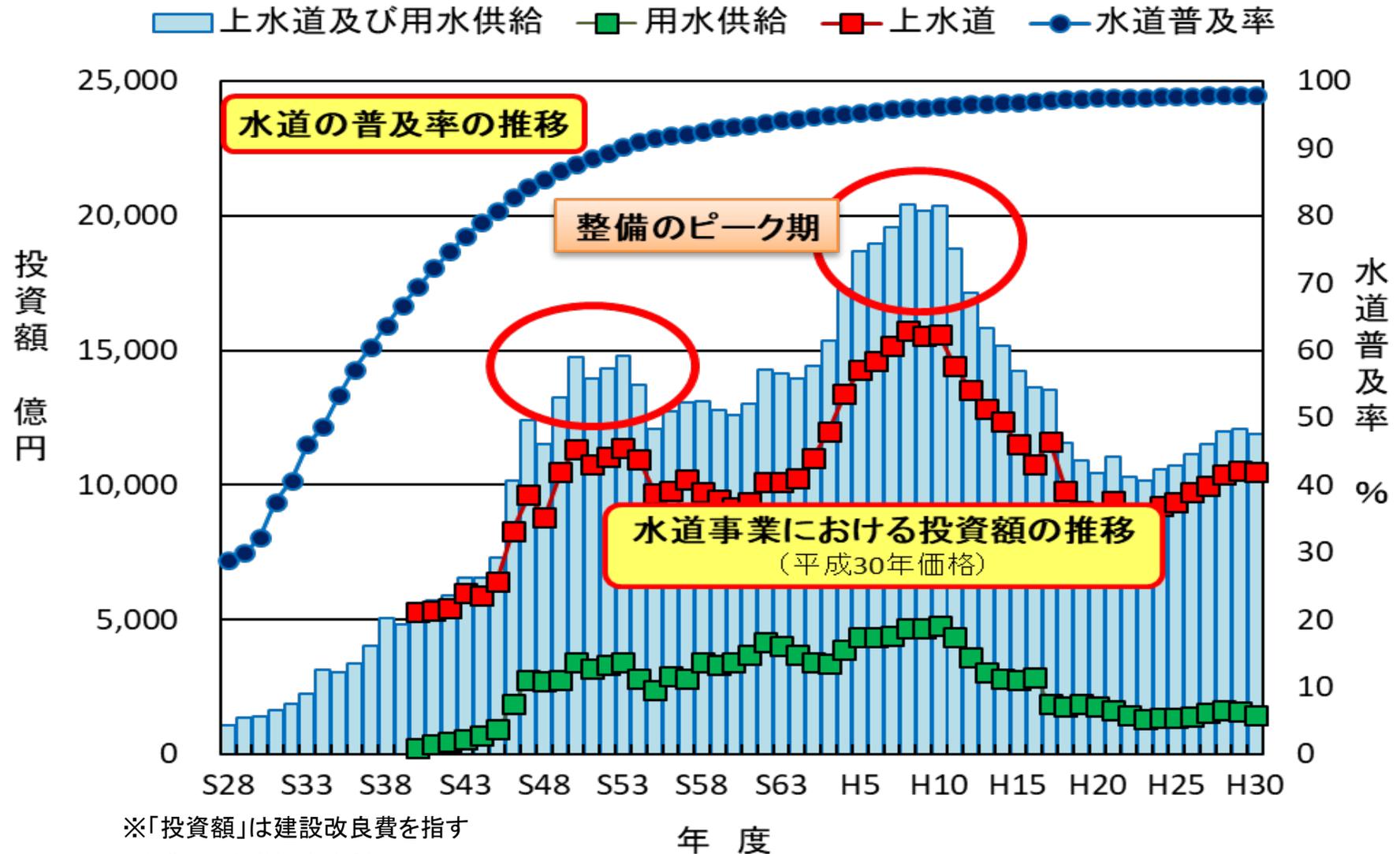
○ 水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来、節水型社会への移行などにより減少傾向にある。



出典：地方公営企業決算状況調査

水道事業における過去の投資実績

○ 水道事業の過去の投資実績を見ると、水道普及のために施設整備が進んだ昭和50年頃のピークから40年以上が経過し、老朽化対策のために更新需要が増大している。

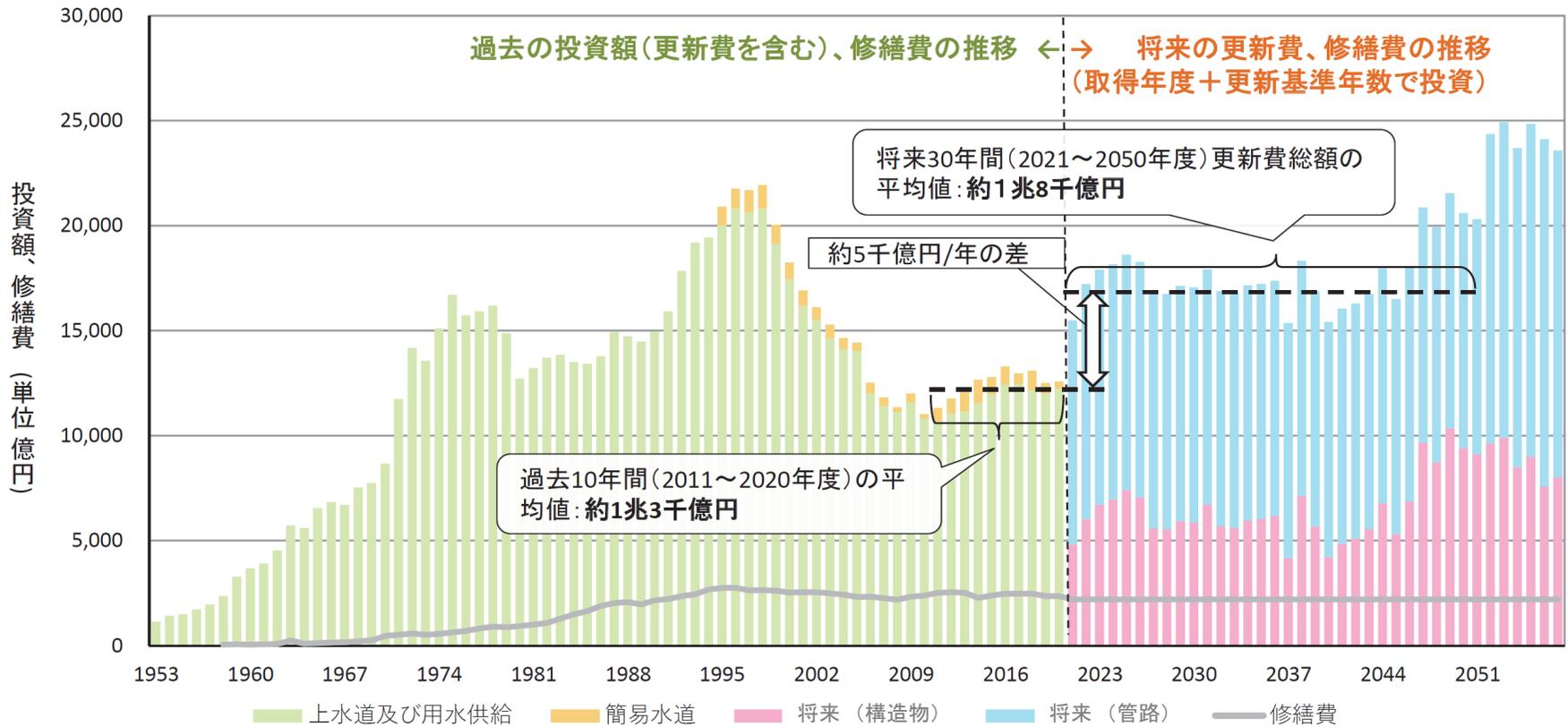


※「投資額」は建設改良費を指す

(出典)厚生労働省資料

全国の水道施設の更新費・修繕費の試算結果(国土交通省資料)

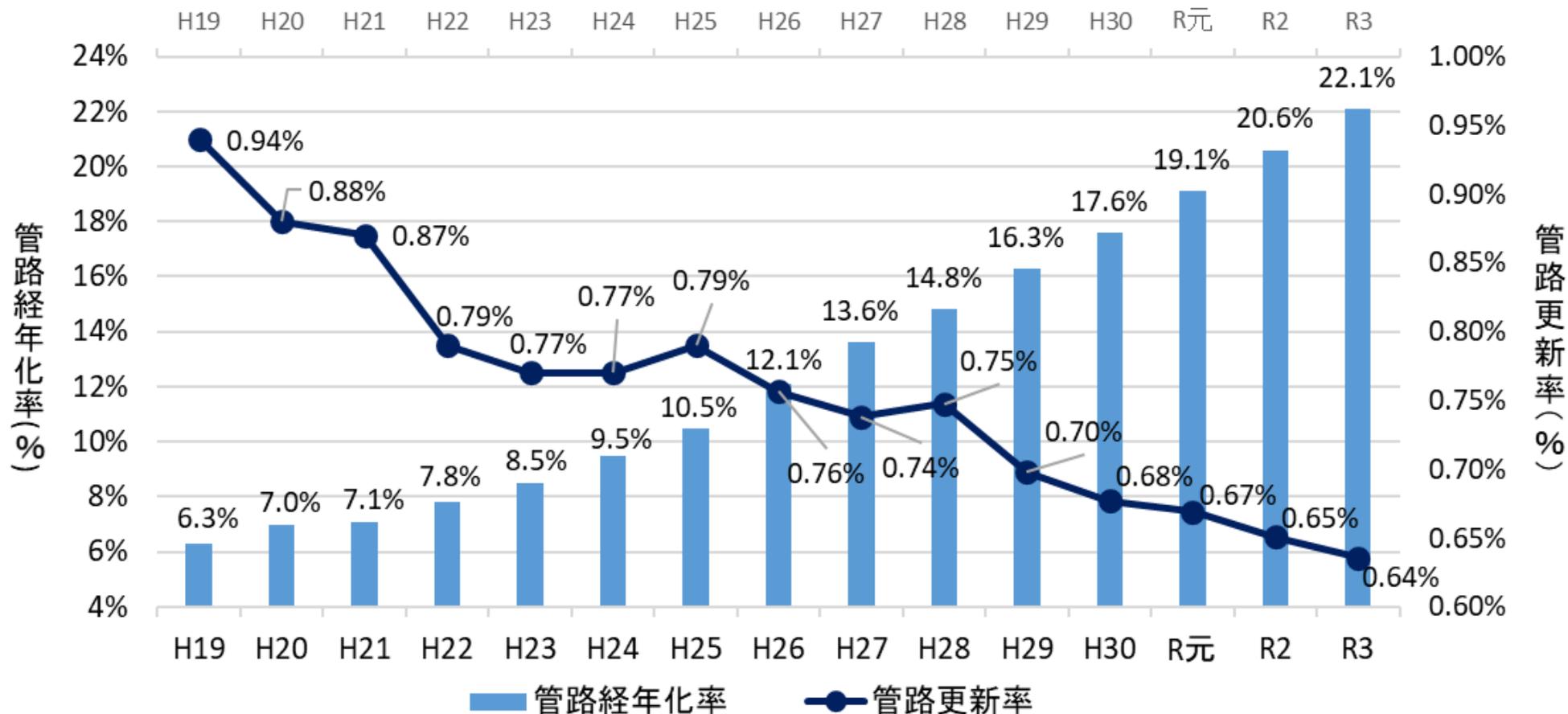
- 過去10年間(2011~2020年度)の水道事業における年間平均投資額(更新費を含む)は約1兆3千億円であるのに対し、一定の前提のもとに試算を行うと、2021年度から2050年度までの30年間に更新のために必要となる年間平均投資額は平均約1兆8千億円と増加。(約5千億円/年の差)。



※ 国土交通省資料を総務省において一部改変

水道事業における管路経年化率・管路更新率の推移

- 事業用資産の約7割を占める管路については、管路経年化率が年々上昇。
- 一方、管路更新率は低調に推移。(R3年度の更新率では、仮にすべての管路を更新するとなると約150年も要する計算)

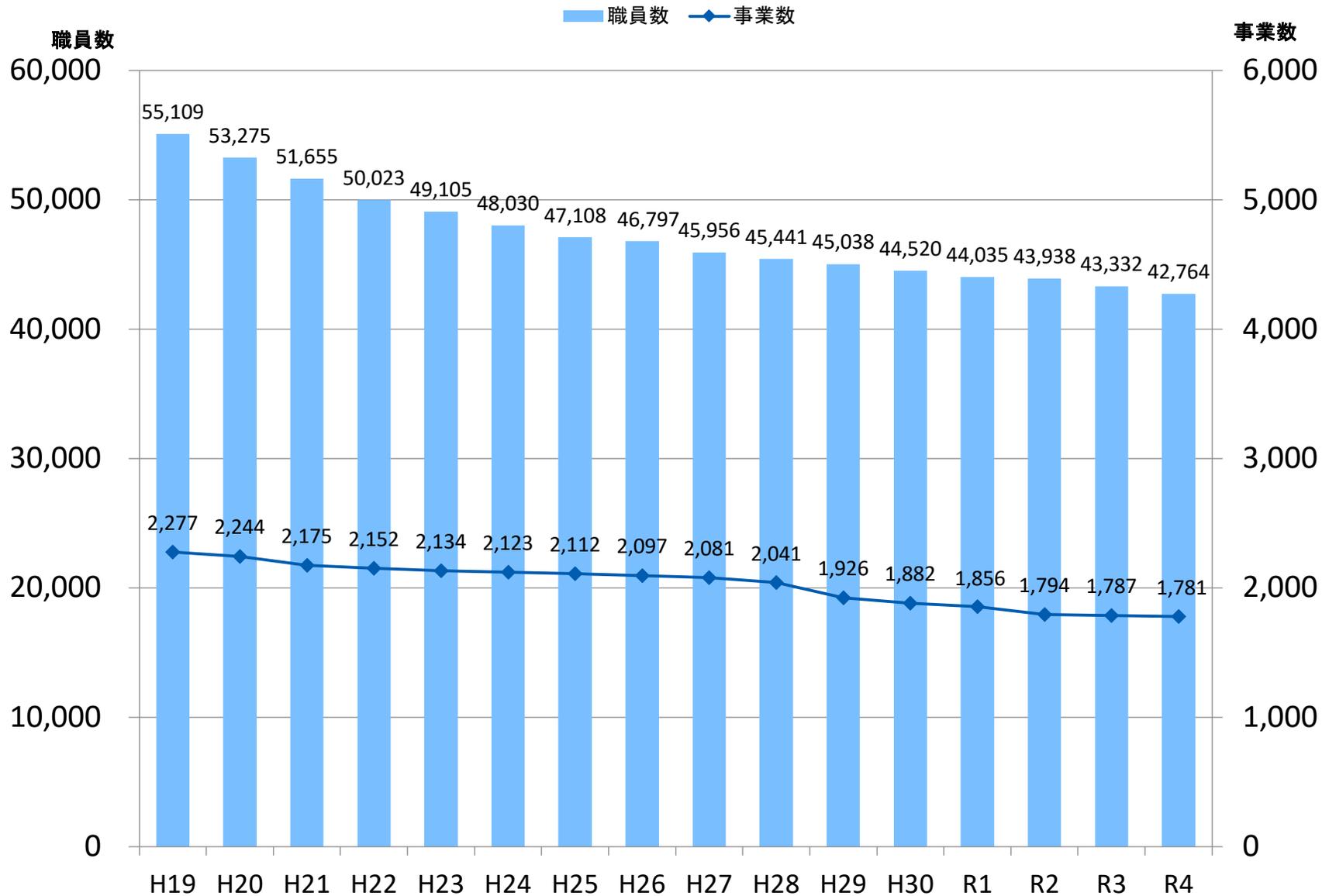


出典：日本水道協会 水道統計

※1 管路経年化率：管路全体に占める法定耐用年数(40年)を超えた管路延長の割合

※2 管路更新率：管路全体に占める当該年度に更新した管路延長の割合

水道における事業数と職員数の推移



※ R 1 までは常時雇用職員の数、R 2 からは常勤職員の数

出典：地方公営企業決算状況調査

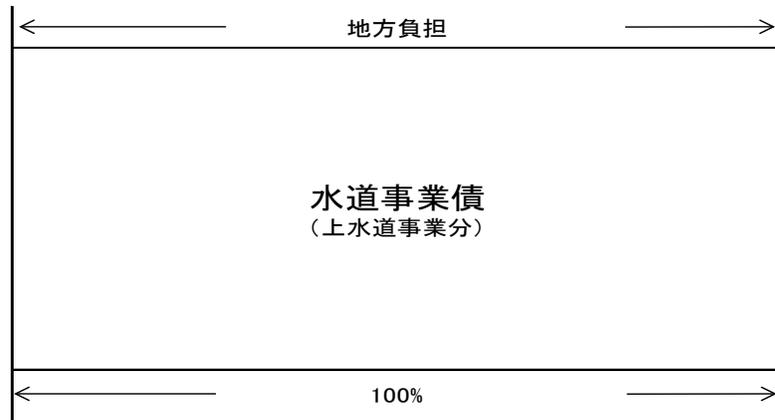
建設改良に要する経費【上水、簡水】

【地方財政措置の概要】

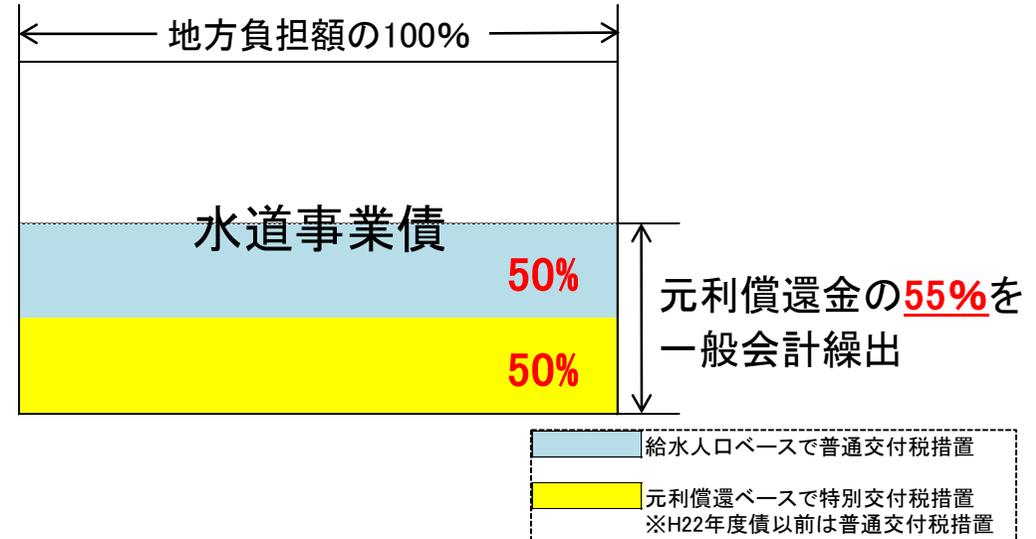
上水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は原則として講じていない。
簡易水道事業については、資本費負担の軽減を図るため、国庫補助金等を除いた簡易水道事業の建設改良に要する経費に対して地方財政措置を講じている。

【スキーム】

(上水道)



(簡易水道)



水道事業の高料金対策に要する経費【上水、簡水】

【地方財政措置の概要】

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象要件】※R6年度繰出基準

前年度末時点で経営戦略を策定している事業で、次の要件を満たす事業を対象とする。ただし、人口3万人以上の市町村等が実施する簡易水道事業にあっては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

- 上水道 : 前々年度の有収水量1m³当たり ① 資本費 148円/m³以上(全国平均(74円)の2倍) ② 供給単価 178円/m³以上(全国平均)
 ③ 給水原価 272円/m³以上
- 簡易水道 : 前々年度の有収水量1m³当たり ① 資本費 158円/m³以上(全国平均) ② 供給単価 179円/m³以上(全国平均)

【繰出基準額】

- 上水道 : (当該団体の前々年度の有収水量1m³当たりの資本費 - 148円/m³) × 年間有収水量
- 簡易水道 : (当該団体の前々年度の有収水量1m³当たりの資本費 - 158円/m³) × 年間有収水量 × 1/2
 + (海水淡水化施設を保有する場合、稼働に要した電気料金と逆浸透膜交換に要する経費)

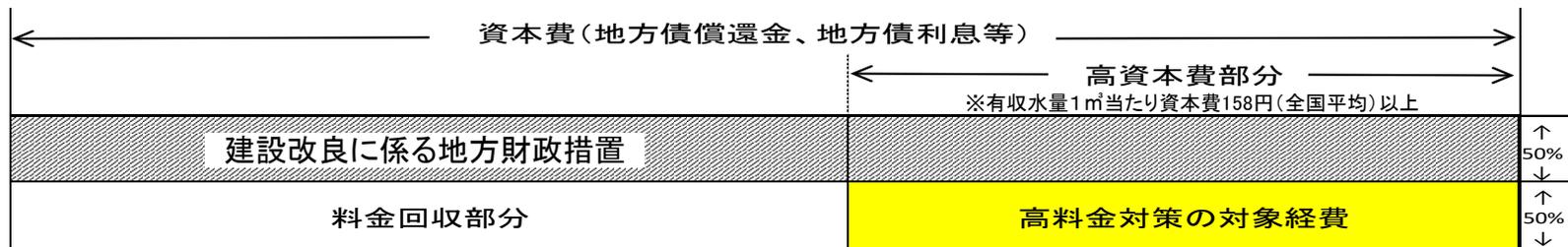
【スキーム】

(上水道)



繰出基準額の8割を交付税措置

(簡易水道)



繰出基準額の8割を交付税措置

水道事業における広域化の推進について

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を发出し、全ての都道府県で策定済み。

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費には、引き続き地方財政措置を講じる。

「『水道広域化推進プラン』の策定について」

(平成31年1月25日付け 総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について、都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請。

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

- (1) 水道広域化推進プランについて
市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、**広域化の推進方針**や、これに基づく**当面の具体的取組の内容等**を定めるもの。
- (2) 策定主体、策定体制
策定は、**都道府県**が行うこと。
市町村財政担当課が主たる取りまとめを行い、水道行政担当課や企業局等が参加するなど、**関係部局が連携し一元的な体制を構築**すること。
- (3) 策定スケジュール、公表等
令和4年度末までに策定し、公表すること。策定後も、取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定すること。
策定状況について、毎年度、調査・公表予定。

2. 水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項

以下の項目について所要の検討を行い、記載することが適当。

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
経営環境(給水人口、有収水量等)と経営状況(職員体制、施設状況、更新投資額、給水原価等)に係る項目について、**人口減少や更新投資需要の増大等**を反映し、**現状と将来見通し**を明らかにすること。
- (2) 広域化のパターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
地域の実情を踏まえた**広域化のパターンごと**に、(1)の項目について将来見通しのシミュレーションを行い、**広域化の効果**を明らかにすること。
- (3) 今後の広域化に係る推進方針等
(1)及び(2)に基づき、**今後の広域化の推進方針**並びに今後進める広域化の**当面の具体的取組の内容**(想定される広域化の圏域との方策)及び**そのスケジュール**について記載すること。

3. 水道広域化推進プランの策定等に当たっての留意事項

- (1) 策定のためのマニュアル
策定の参考となるマニュアルを今年度中に発出予定。(H31.3発出)
- (2) 都道府県の区域を超えた広域化の取組
都道府県の区域を超える広域化の取組については、いずれかの都道府県の水道広域化推進プランに記載すること。
- (3) 水道基盤強化計画との関係
水道広域化推進プランは、水道基盤強化計画を見据え、これに先立って策定するものであり、**最終的には水道基盤強化計画に引き継がれる**ことを想定。
- (4) 都道府県水道ビジョン等との関係
水道広域化推進プランの策定に当たっては、**都道府県水道ビジョン**や、区域内の水道事業者が策定した**経営戦略の記載内容の活用**が可能。
- (5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進
水道事業者である市町村等は、水道の基盤強化を図る観点から、都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、**水道事業の広域化に取り組む**ことが重要。

4. 地方財政措置等

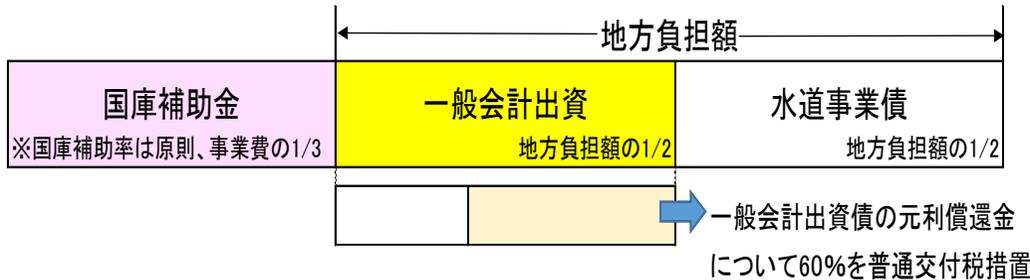
水道広域化推進プランの策定に要する経費について、「**生活基盤施設耐震化等交付金**」の対象とするとともに、地方負担額について、令和元年度から令和4年度までの間、**普通交付税措置**を講ずる。
また、**水道広域化推進プランに基づき実施する広域化のための施設やシステムの整備に要する経費**について、**地方財政措置**を講ずる。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置【上水】

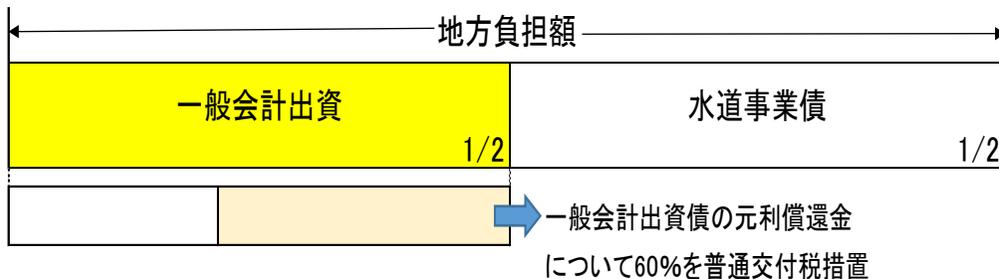
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

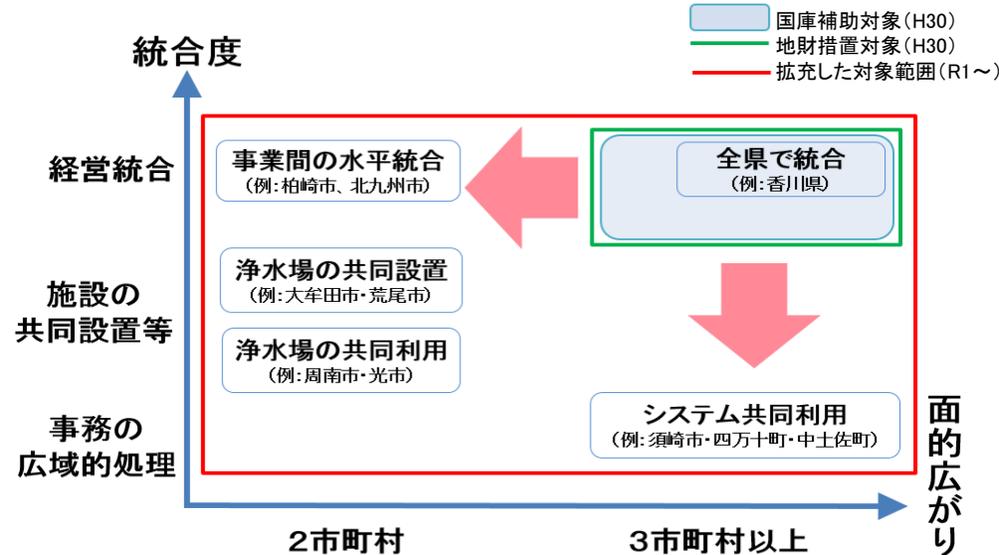
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



3. 広域連携の推進

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
H26.4	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が事業統合	12年2ヶ月
H28.4	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が事業統合	7年5ヶ月
H28.4	群馬東部水道企業団	444,000人	群馬県東部地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が事業統合	7年
H29.4 H31.4 R3.4	大阪広域水道企業団	444,200人 ※5市7町1村の 計画給水人口の合計	大阪府域一水道を目指し、経営統合を拡大中用水供給事業者（1企業団）が平成29年4月に1市1町1村、平成31年4月に2市4町、令和3年4月に2市2町と経営の一体化	3年7ヶ月 ※最初の統合まで
H30.4	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（8市8町）が事業統合	10年
H31.4	かずさ水道広域連合企業団	321,500人	千葉県君津地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（4市）が事業統合	12年2ヶ月
H31.4 R5.4	田川広域水道企業団	94,150人 ※1市3町の 計画給水人口の合計	福岡県田川地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市3町）が経営の一体化 令和5年4月に事業統合	10年8ヶ月
R2.4	佐賀西部広域水道企業団	154,600人	佐賀西部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市3町1企業団）が事業統合	12年2ヶ月
R2.4	群馬東部水道企業団	454,000人	群馬県東部地域の水道事業一元化の次のステップとして、用水供給事業者（1企業局の2事業）と受水事業者（1企業団）が事業統合	4年
R4.4	磯城郡水道企業団	45,600人	奈良県磯城郡の複数の水道事業者（3町）が経営の一体化	7年9ヶ月
R5.4	広島県水道広域連合企業団	571,000人	広島県内の用水供給事業者（広島県）と水道事業者（9市5町）が経営の一体化	6年6ヶ月

【広島県水道広域連合企業団】

広域連合企業団を経営主体とした水道事業等の統合

取組の概要

将来にわたり水道サービスを持続可能なものとするため、14市町と広島県は、広島県水道広域連合企業団を設立し、それぞれが経営していた水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業を統合することとした。

◆**総事業費** 企業団設立準備費等 273,243千円（令和3年度決算+令和4年度決算）

◆背景

- 県内の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）は、人口減少等に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、事業を支える人材の不足などにより経営の悪化が見込まれ、水道サービスの維持が困難になるおそれが懸念されていた。
- このため、14市町*と県は、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）を設立し、スケールメリットにより経営基盤を強化することで、水道事業等の持続性の確保を図ることとした。

〔※ 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町〕

◆具体的内容

- 統合を要件に交付される国交付金を活用し、水需要の減少を見据えた施設の再編整備やダウンサイジングを実施する。
- 施設・管路の耐震化、海底送水管の二重化などの危機管理対策の強化を図る。
- 運転監視システムなどのシステムの標準化・最適化、給水契約の申込みなどの諸手続のオンライン化など、DXによる業務効率化やサービスの向上を図る。

◆効果

- 施設整備費及び維持管理費の削減が図られる（▲985億円/40年）。
- 各市町が単独で水道事業を営む場合に比べ、水道料金上昇の抑制が図られる。（令和14年度の平均供給単価 単独経営を維持：280円/m³→水道企業団：245円/m³）
- 水道企業団で独自に職員採用を行うことで、水道の専門人材の確保が可能となる。

取組のポイント

- 水道企業団の設立に向けては、水道用水供給事業者として水道事業等の経営や施設整備等に一定の知見を有する県企業局が主導して取り組むことで、統合の計画策定や市町との調整などをスムーズに行うことができた。
- 統合前の事業ごとに経理を区分することや、事業開始時点で、現行体制を維持するなど、市町と県で協議を重ね、市町が水道企業団に参画しやすいスキームとした。

広域化等

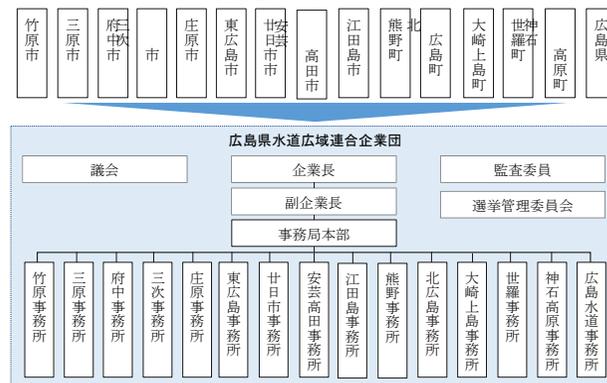
水道事業・工業用水道事業

広島県水道広域連合企業団企画課

公営企業情報

- 行政区域内人口 648,537人（令和6年3月31日現在）
- 行政区域内面積 5,956km²（令和6年3月31日現在）
- 給水人口 568,225人（令和5年度決算）
- 工業用水供給先 33事業所（令和5年度決算）

統合のイメージ



取組のスケジュール

- 令和2年6月に「広島県水道広域連携推進方針」を策定し、県の方針として水道事業等の統合を決定。
- 令和3年4月に水道事業等の統合に向け、賛同が得られた市町と県で、検討・準備を開始。
- 令和4年11月に水道企業団を設立。
- 令和5年1月に水道企業団の事業運営の指針となる広域計画を策定。
- 令和5年4月1日から水道企業団による事業を開始。

今後の展望

- 基本理念である「安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給」できるよう、広域計画を着実に実施していく。
- 本部や事務所ごとに異なっている業務や制度の統一、業務系システムの統合など、組織の一体化に向けた取組を加速させる。

【奈良県】 県域水道の一体化

広域化等

水道事業

取組の概要

県の水道用水供給事業、市町村の水道事業等について、連携して広域で基盤強化を図る「県域水道の一体化」を目指している。

◆**総事業費** 建設改良費：4,057億円（令和7～36年度）※令和4年12月時点見込

◆背景

- 奈良県の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、困難な課題に直面している。
- 一方、将来にわたって安全・安心な水道水を供給することは、県民生活の安定のためには必要不可欠であり、そのために水道施設の老朽化対策が、何よりも重要である。
- 個々の市町村が単独で対処していくには限界があり、複数の市町村が連携して広域で対処することが必要なことから、県域水道の一体化について検討することとした。

◆具体的内容

- 令和6年度中の一部事務組合（企業団）の設立に向け関係者間での調整を重ねている。
- 現在県・関係団体が行っている水道用水供給事業、水道事業及び水質検査業務を令和7年度から統合（事業統合）し、事業の開始を見込んでいる。

一体化参加団体 26団体（県、23市町村、磯城郡水道企業団、奈良広域水質検査センター組合）

◆効果

- 市町村の区域を越えた施設・設備の最適化が可能となり、単独経営を続けた場合と比較し建設改良費等の削減が見込まれる（▲約144億円/30年）。
- 市町村の区域を越えた人的資源（人員・ノウハウ）の有効活用が可能となる。
- 市町村が個別に単独で経営するよりも、将来の料金上昇が抑制される。

取組のポイント

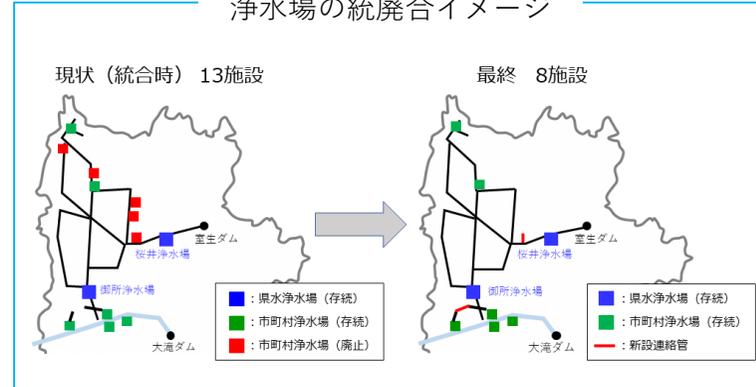
- 安全・安心な水道水の持続的供給のため、次の観点で施設整備を推進する。
 - 水需要の見通しに応じた機能を確保できるよう県域全体で施設を最適化・効率化
 - 施設の老朽化対策を計画的に推進
 - 災害・事故に対応したバックアップ機能を確保
- 広域化後の施設整備に対し、国の交付金に加え、県も国交付金と同額の財政支援を実施（令和7～16年度の10年間）することにより、施設の広域化と老朽管等の更新を積極的に推進。
- 水道料金の体系は、統合時に統一することを基本とするが、料金面で統合効果のみられない団体に対し一定期間別料金の設定等を検討している。

奈良県水道局県域水道一体化準備室

公営企業情報

- 行政区域内人口 924,987人（令和4年3月31日現在）
- 行政区域内面積 1,327km²（令和4年3月31日現在）
- 給水人口 918,358人（令和3年度決算）

浄水場の統廃合イメージ



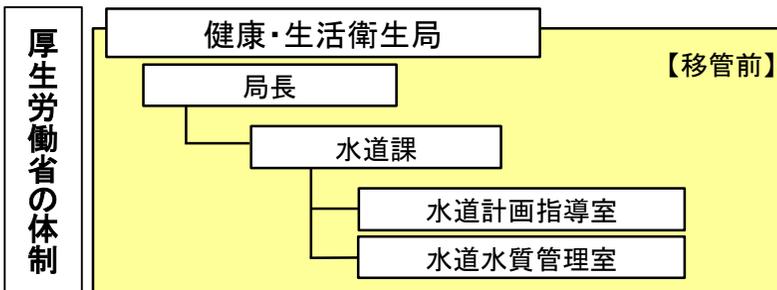
取組のスケジュール

- 令和3年1月 覚書締結
- 令和3年8月 任意協議会設立
- 令和5年2月 基本計画策定・基本協定締結
- 【今後の予定】
- 令和5年4月 法定協議会設立
- 令和6年度中 一部事務組合（企業団）設立
- 令和7年4月～ 事業開始

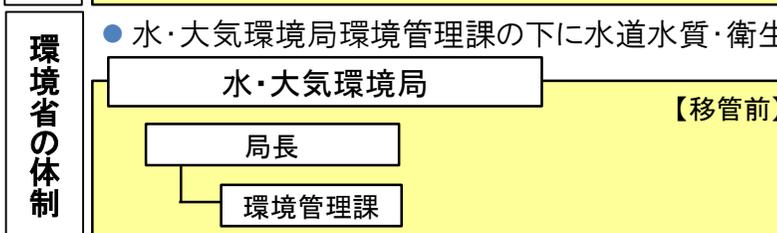
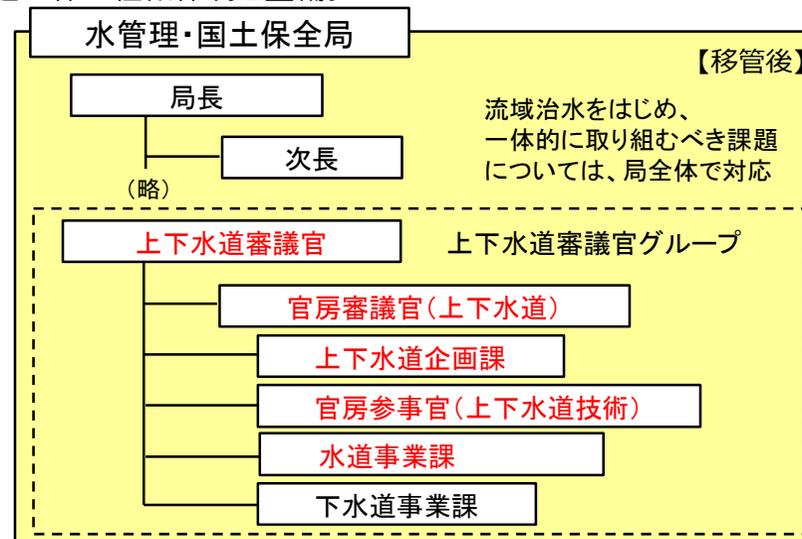
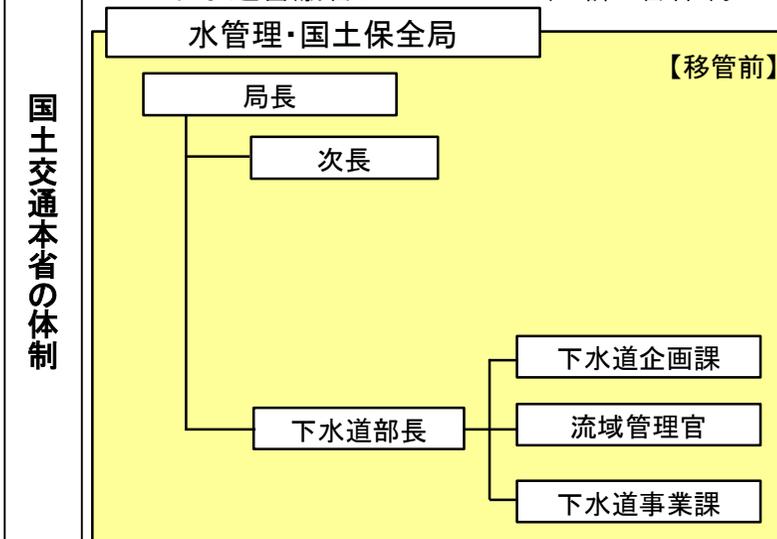
今後の展望

- 基本協定及び基本計画に基づき、関係団体間で一体化に向けた諸課題について引き続き検討協議。
- 令和5～6年度に、企業団設立・新事業認可・国交付金申請等の各種手続きや、新料金システム等の構築を実施。

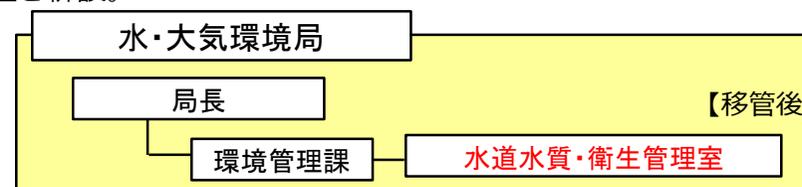
水道整備・管理行政の体制①



- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官と、官房審議官(上下水道)を新設。
- 上下水道審議官グループとして、3課1官体制で上下水道一体の組織体制を整備。



- 水・大気環境局環境管理課の下に水道水質・衛生管理室を新設。



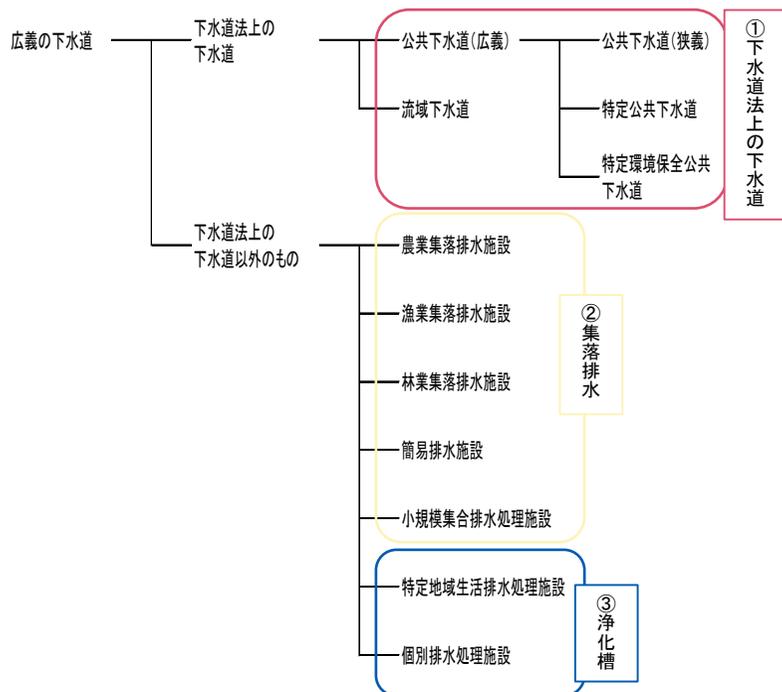
2 下水道事業の概要

下水道事業の概要

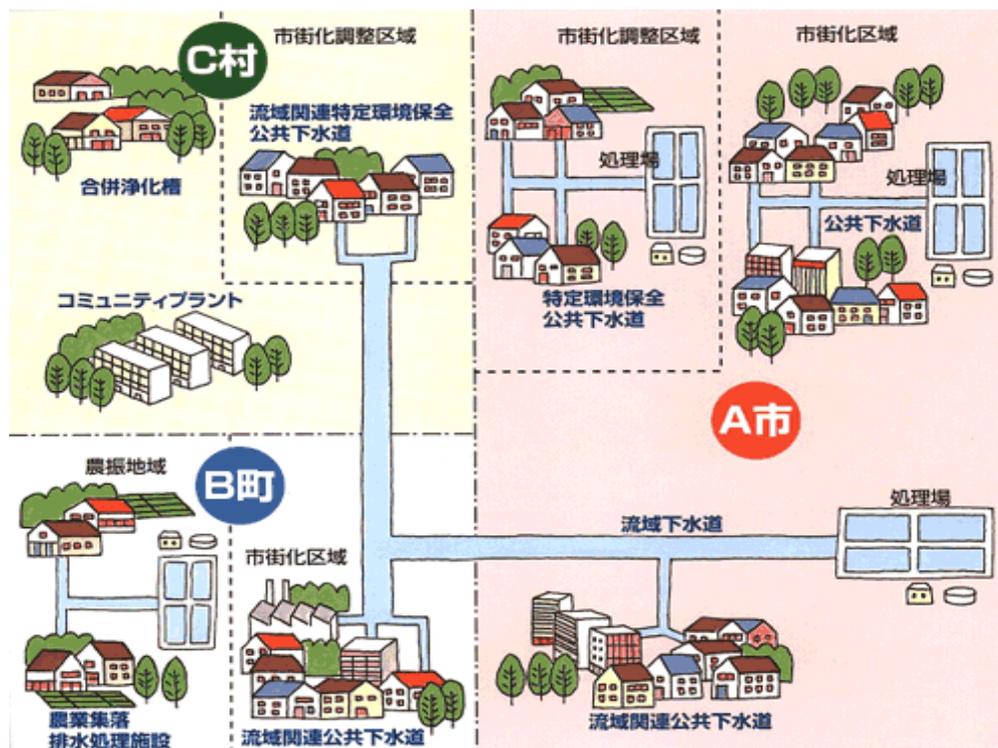
下水道事業とは

- ①国土交通省所管の「公共下水道」、「流域下水道」などの下水道法上の下水道（計1,983事業）
 - ②農林水産省所管の「農業集落排水施設」などの集落排水（計1,185事業）
 - ③環境省所管の「特定地域生活排水処理施設」などの浄化槽（計432事業）
- という汚水処理施設を運営する事業（計3,600事業） [数値はR4決算]

下水道の種類



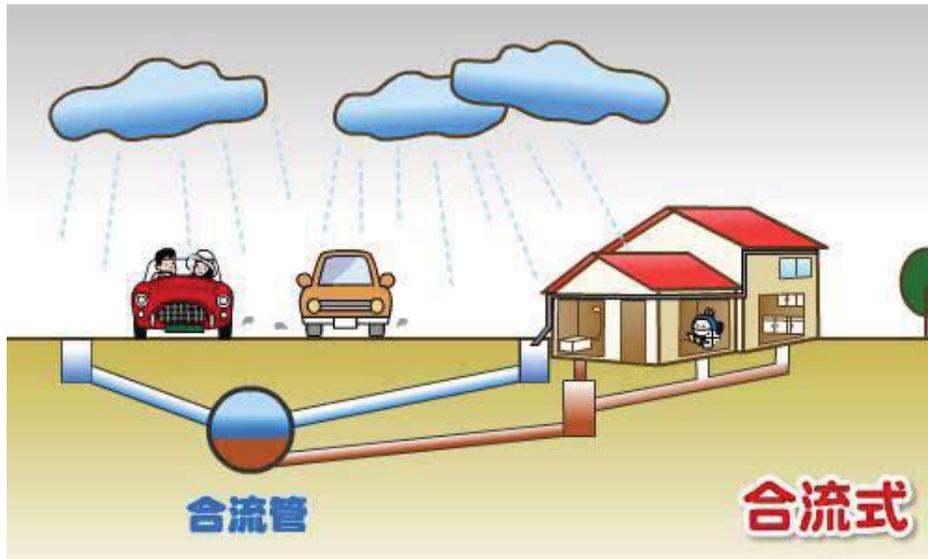
下水道事業のイメージ



合流管と分流管

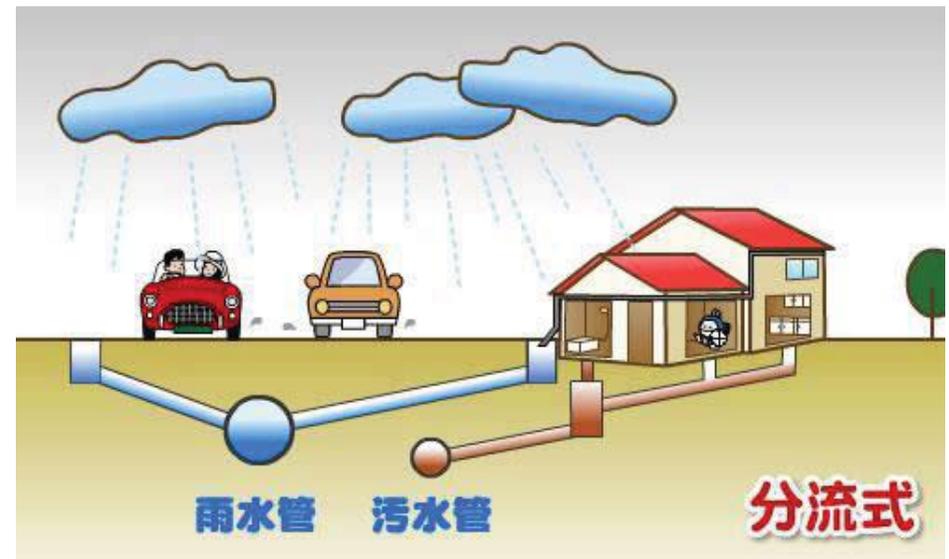
- 下水の排除方法には、合流式と分流式の2つの方式がある
- 汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道は、早くから下水道事業に取り組んできた大都市を中心に全国191の都市で採用

合流式：汚水と雨水を同じ下水道管で流す方法



- 弱い雨の日には、地面や道路等の汚れは雨と一緒に下水道管に集め、下水処理場で処理
- 1本の下水道管を整備すればよいため、早期かつ安価に整備が可能
- 強い雨の日は、市街地を浸水から守るため、汚水混じりの下水が河川等に放流される。

分流式：汚水と雨水を別々の下水道管で流す方法



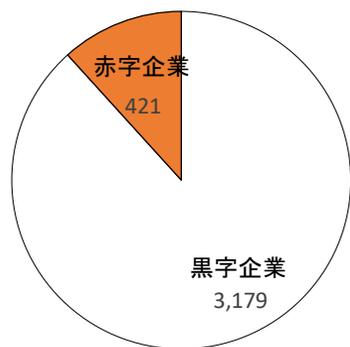
- 2本の下水道管を整備するため、合流式と比較して、整備に時間を要するとともに事業費が高い



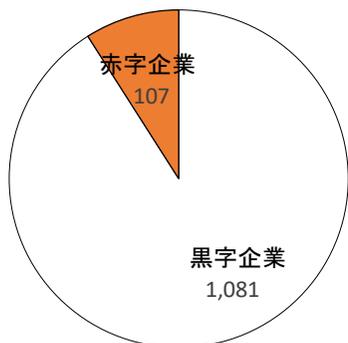
雨天時に汚水混じりの下水が放流され、河川等の水質汚濁や悪臭が発生

下水道事業の決算の状況

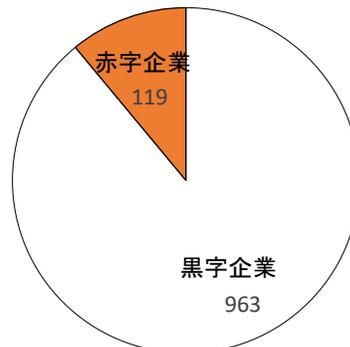
○ 下水道事業の経営状況(R4決算)



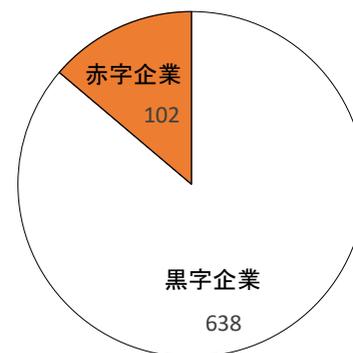
合計



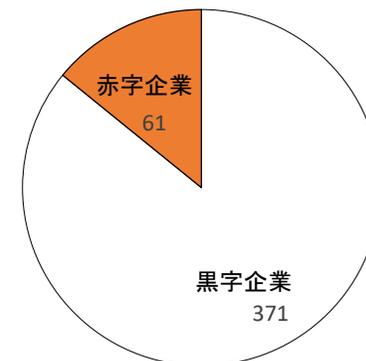
公共下水道



集落排水



特定環境保全
公共下水道



浄化槽

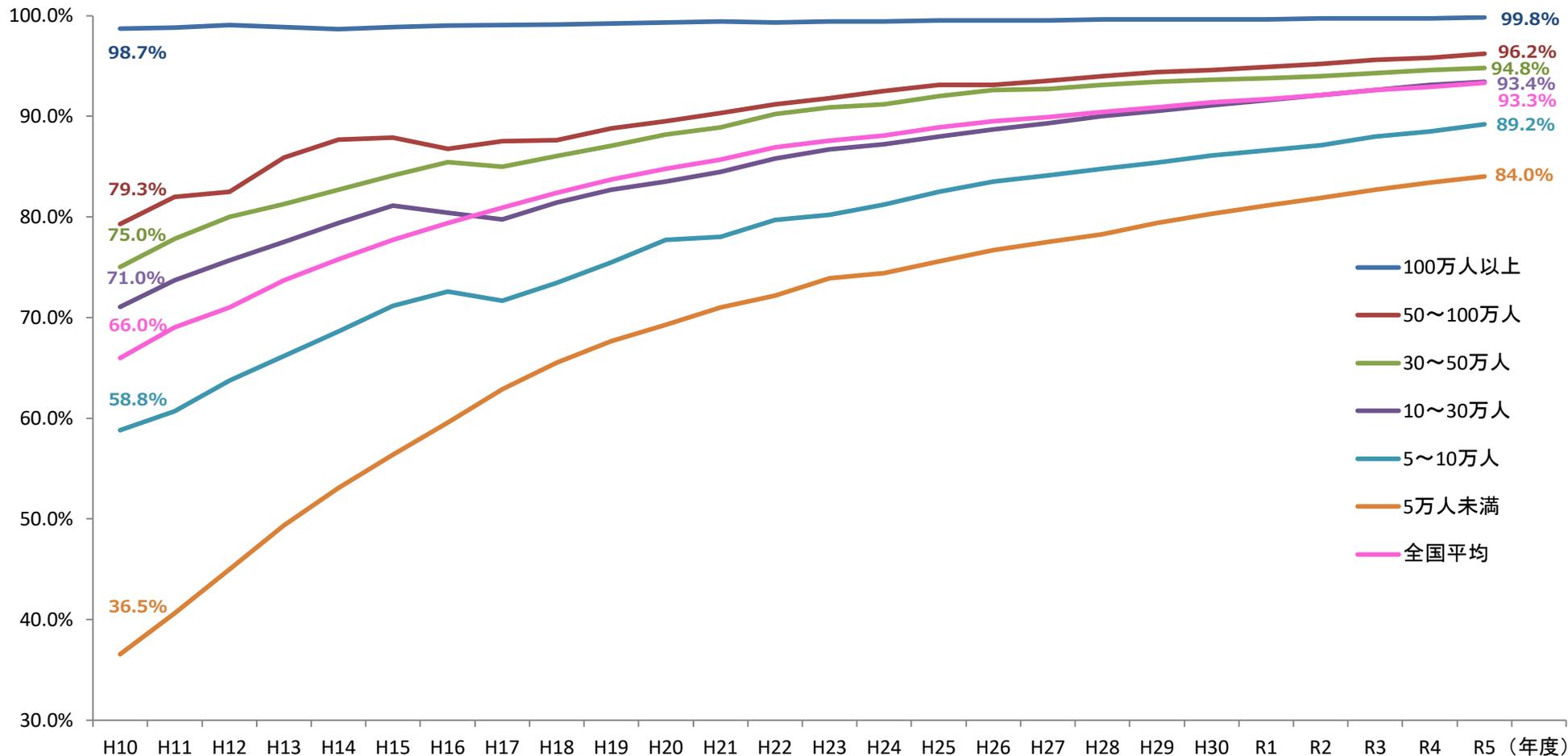
総収支額

(単位：億円、%)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
収支別					
黒字	2,889	2,996	2,417	3,208	2,697
(対前年度伸率)	△23.5	4.0	△19.3	32.7	△15.9
赤字	175	149	199	327	439
(対前年度伸率)	19.0	△14.6	33.6	29.9	34.3
計	2,714	2,847	2,218	2,881	2,258
(対前年度伸率)	△25.2	5.0	△22.1	29.9	△21.6

汚水処理人口普及率の推移(人口規模別)

- 汚水処理人口普及率とは、総人口に対する各汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント)の処理区域内人口等の割合を表したもの。
- ここ20年ほどで人口5万人未満の町村部の普及率は大幅に上昇。
- 近年は普及率の上昇は緩やかなものとなっている。

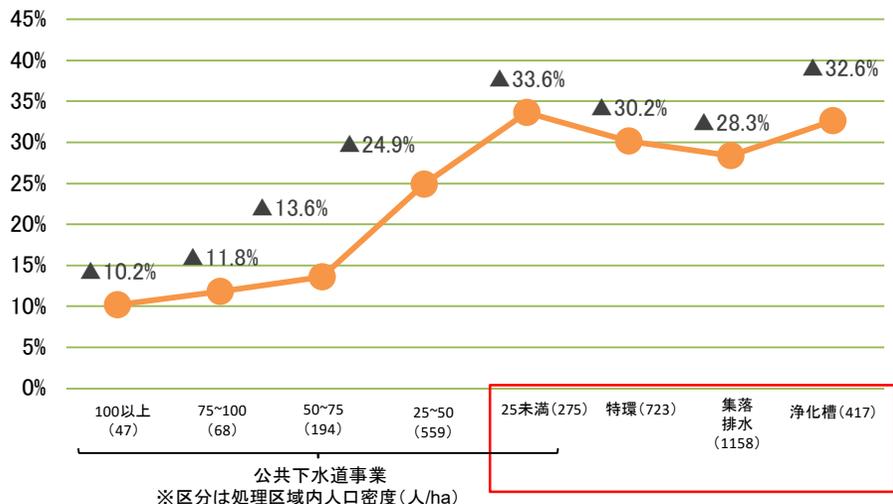


(注) 1. 汚水処理人口普及率(%)=(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの処理区域内人口等)÷総人口(住基人口)×100
 2. 令和4年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。
 3. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」(令和6年8月)を参考としている。
 (参考)福島県の21年度末の普及率は、73.1%

将来の需要水量(推計)

- 今後、人口減少等に伴い水道の有収水量(※)の減少が予測されており、下水道の有収水量も同様の減少傾向になると考えられる。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれる。
 - 特に、小規模自治体においては、人口減少率が高く、有収水量の減少が大きいことが見込まれる。
- ※各家庭等では水道の有収水量が基本的に下水道の有収水量になるため、将来的な増減傾向は上下水道で共通すると考えられる。

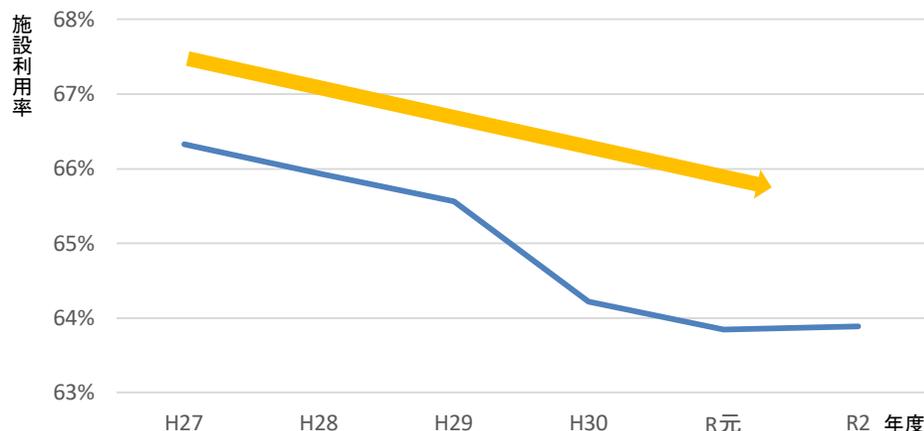
■人口規模別の人口減少率(2010年⇒2040年)



※2010年から2040年の人口減少率 ※減少率は各処理区域内人口密度区分内の団体の単純平均
 ※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)より総務省作成
 ※括弧内は事業者数(福島県及び一部の事業者は推計人口のデータがないため除外)

■公共・流域下水道の施設利用率の推移

- 公共・流域下水道の施設利用率は、人口減少や節水等の影響で下がってきている。



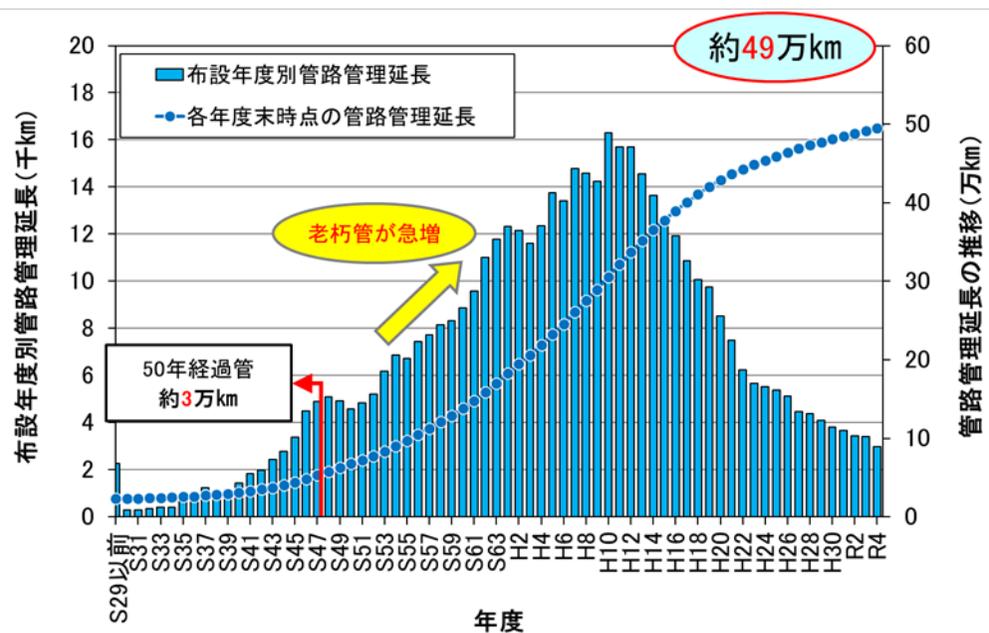
$$\text{施設利用率} = \frac{\text{晴天時一日平均処理量}}{\text{晴天時一日処理能力}} \times 100$$

出典: 地方公営企業決算状況調査

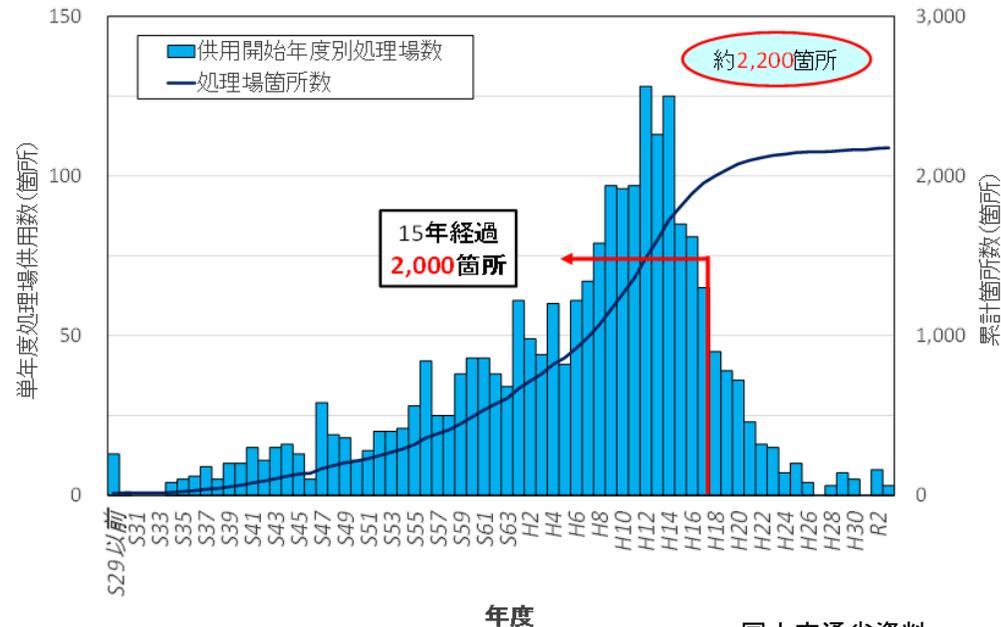
下水道事業の老朽化の状況

- 標準耐用年数50年を経過した管渠の延長約3万km(総延長の約7%)が、20年後は約20万km(約40%)と今後は急速に増加。
- 下水処理場においても、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所(全体の90%)と老朽化が進行。

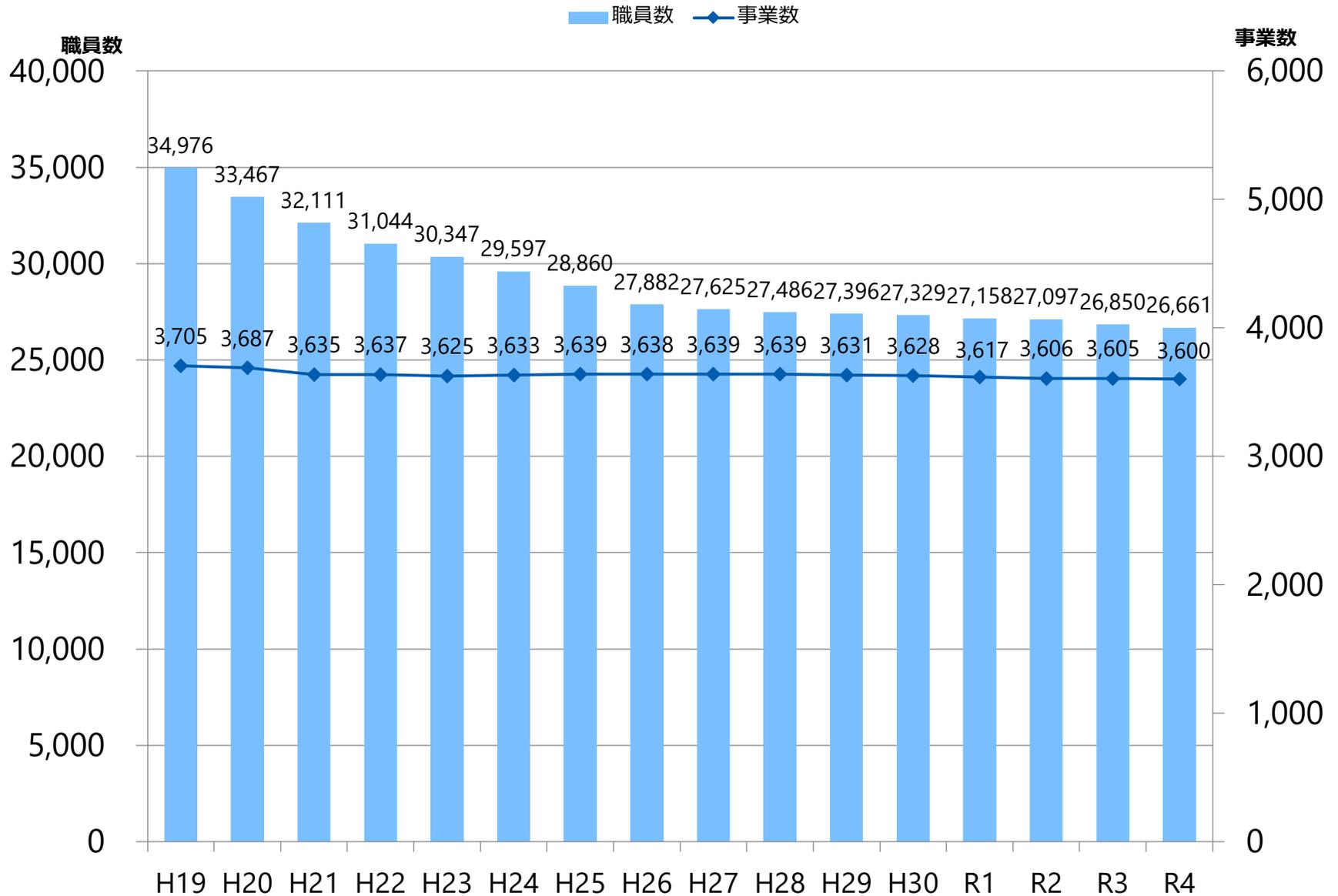
■ 管路施設の年度別管理延長(R4末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(R3末現在)



下水道における事業数と職員数の推移



※ R 1 までは常時雇用職員の数、R 2 からは常勤職員の数

出典：地方公営企業決算状況調査

下水道事業における費用負担の考え方

下水道事業における費用負担の考え方は、「雨水公費・汚水私費」が原則。ただし、下水道の公共的役割（生活環境の改善や公共用水域の水質保全等）に鑑み、汚水に係る費用の一部については公費負担するものとされている。

【独立採算の原則】

- 公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算の原則」が適用（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）。

【雨水公費の原則】

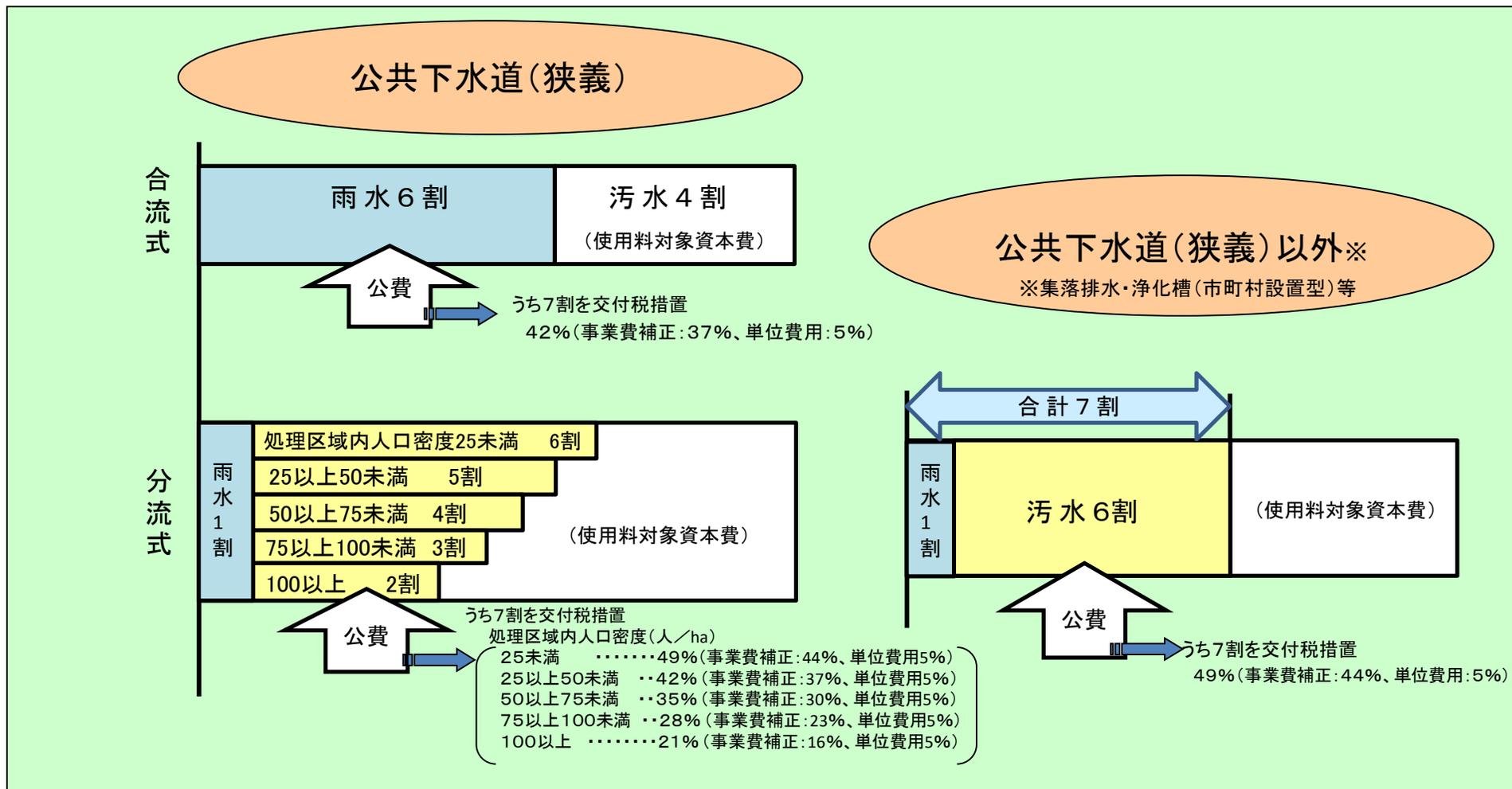
- 雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
 - ・雨水維持管理費については、普通交付税により措置。
 - ・雨水資本費については、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して普通交付税により措置。

【汚水私費の原則】

- 汚水は原因者や受益者が明らかなことから、私費（使用料）により負担。
 - ・このため、合流式下水道の資本費のうち、汚水分は私費（使用料）が負担するとの考え方
- ただし、汚水処理に要する経費のうち、分流式下水道に要する経費は、合流式下水道と比較して高コストとなるが、環境改善効果が高く、公的な便益が認められることから、私費（使用料）のみではなく、一部を公費により負担。
 - ・分流式下水道の資本費については、人口密度に応じて経費の状況が異なることを踏まえ、施設の建設改良に対して下水道事業債を充当した上で、元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて普通交付税により措置。

下水道事業債の元利償還金に係る地方財政措置

○ 雨水公費、汚水私費を原則としつつ、分流式公共下水道に係る汚水処理資本費について、公共用水域の保全等の観点から、処理区域内人口密度に応じて交付税措置（なお、公共下水道以外の施設についても、資本費等の実態にかんがみ交付税措置。）。

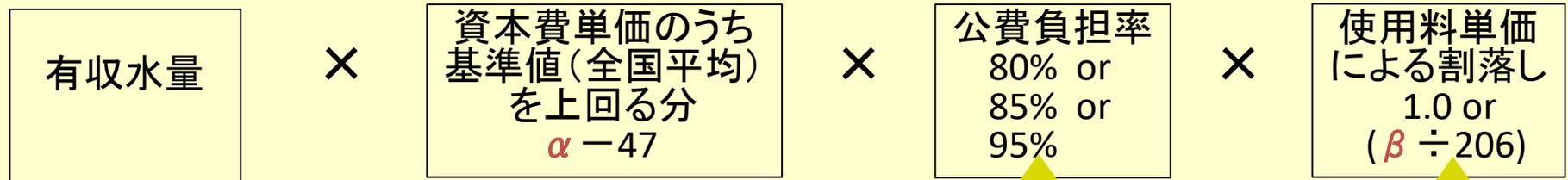


高資本費対策の概要

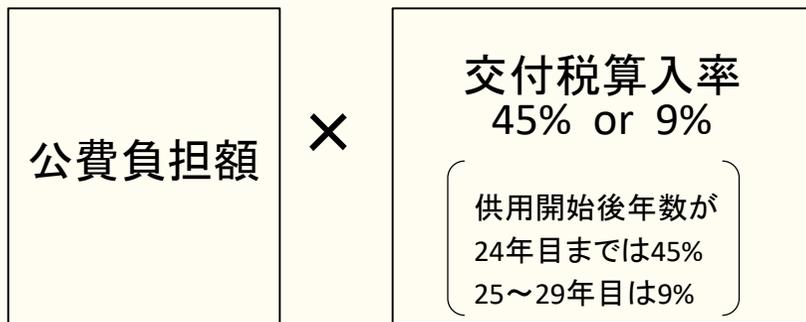
建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

- 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうちの要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出
 - 資本費単価(α)※ 基準値＝全国平均(47円/m³(R4決算値))以上
※分流式下水道等に要する資本費に対する公費負担額等を除いた後の資本費単価
 - 使用料単価(β) 150円/m³(月3,000円/20m³)以上
 - 経営戦略を策定していること
 - 公営企業会計の適用をしていること(人口3万人以上市町村等に限る)
※公共下水道及び特定環境保全公共下水道の場合

2. 公費負担額(繰出基準額)



3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業	
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (47～70)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (47～70)	80
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (70～141)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (70～282)	85
基準値の3倍以上 (141～)	95	基準値の6倍以上 (282～)	95

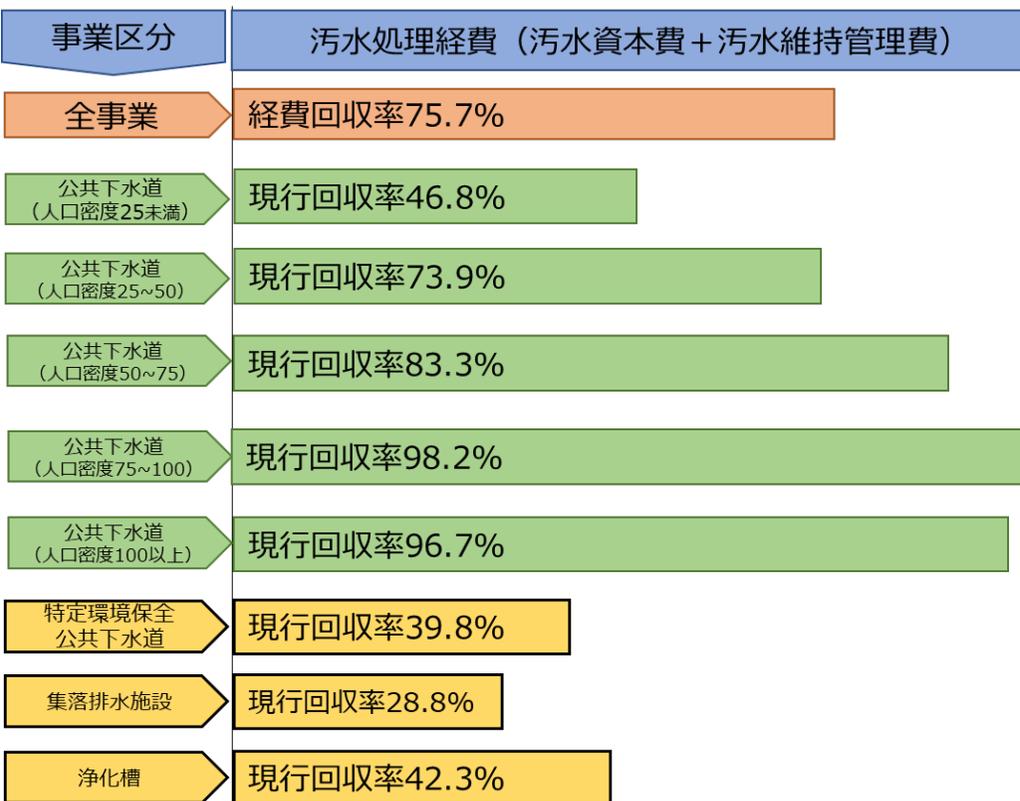
・使用料単価が全国平均(137円)の1.5倍以上
→1.0 (割落とシナシ)

・使用料単価が150円～全国平均の1.5倍未満
→ $\beta \div 206$ (割落とシアリ0.73～1.0)

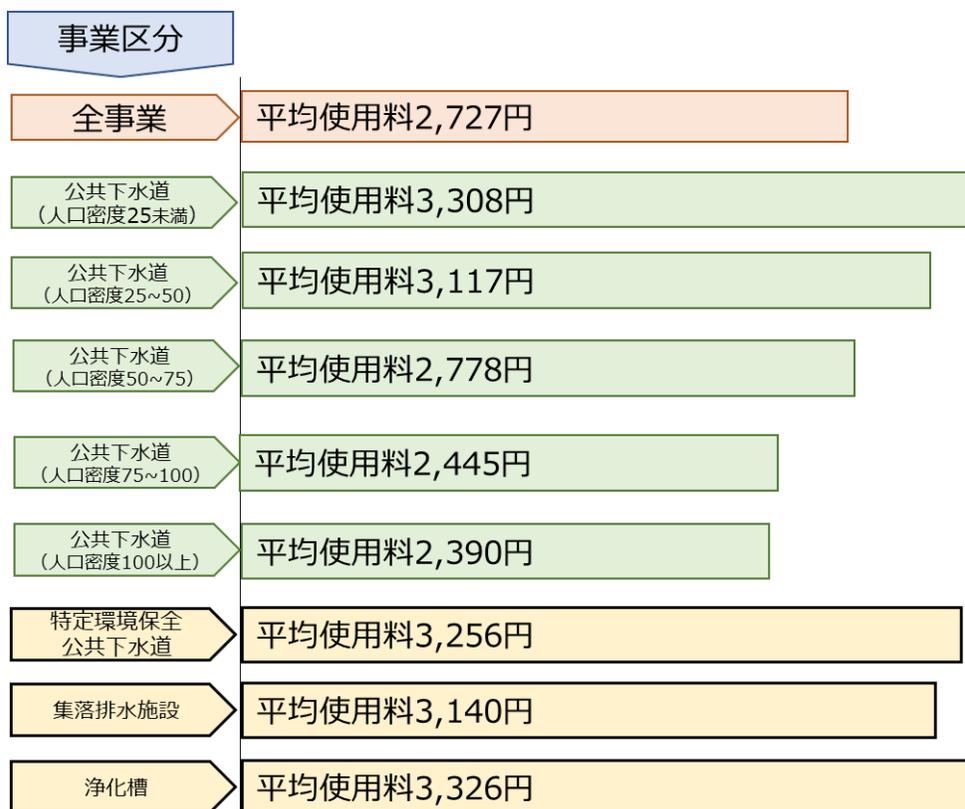
下水道事業の経費回収率と使用料

- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 一方、使用料は処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で高い傾向がある。

・経費回収率（R4）



・使用料（R4） ※20㎡あたりの金額（月あたり）



※汚水処理経費：汚水事業費に係る公費負担控除前の汚水処理経費（資本費+維持管理費）

※特定公共下水道、流域下水道は除く。

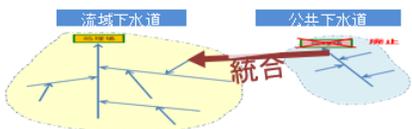
※特定公共下水道、流域下水道は除く。

下水道事業における広域化等の類型等

以下の4類型が主な類型として、下水道事業の広域化等が進んでいる。

1. 汚水処理施設の統廃合

流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。



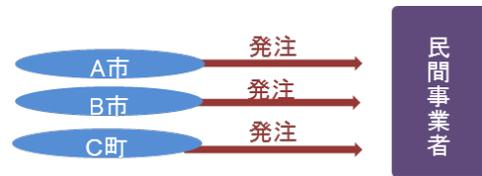
2. 汚泥処理の共同化

複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。



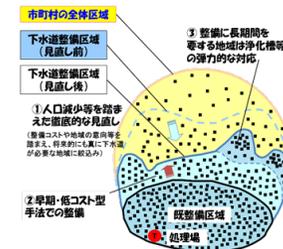
3. 維持管理・事務の共同化

集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。



4. 最適化

公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。



秋田県の例

山形県新庄市の例

佐賀県の例

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例	
期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施	
概要	〇県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	〇新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	〇浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施	
背景	〇人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	〇先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかけに検討	〇都道府県構想の見直しを通じて検討	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 〇流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 〇県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視(処理場の無人化や監視設備等の一体整備等) 〇定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施 	<ul style="list-style-type: none"> 〇未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 〇既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> 〇維持管理費・改築更新投資を削減(50年間の試算) ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減 	<ul style="list-style-type: none"> 〇維持管理費・改築更新投資を削減(20年間の試算) ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資(既存施設を更新しない) 約34億円減 	<ul style="list-style-type: none"> 〇維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減 	<ul style="list-style-type: none"> 〇浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) 〇処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

下水道事業における広域化・共同化の推進について

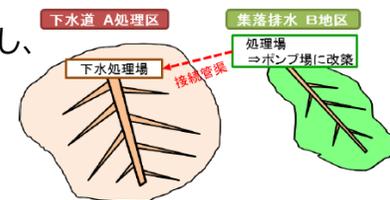
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

<「広域化・共同化計画」の策定> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、**全ての都道府県で策定済み**。

【処理場の統廃合】



<地方財政措置（現行）>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、**更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**
- 都道府県が実施する**広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置（令和5年度～令和7年度）**。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担（6割）	
	広域化・共同化に要する経費について 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担（7割）	
	流域下水道への統合の場合に 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担（8割）	
	うち70%を普通交付税措置	

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2、3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

下水道広域化・共同化計画の現状

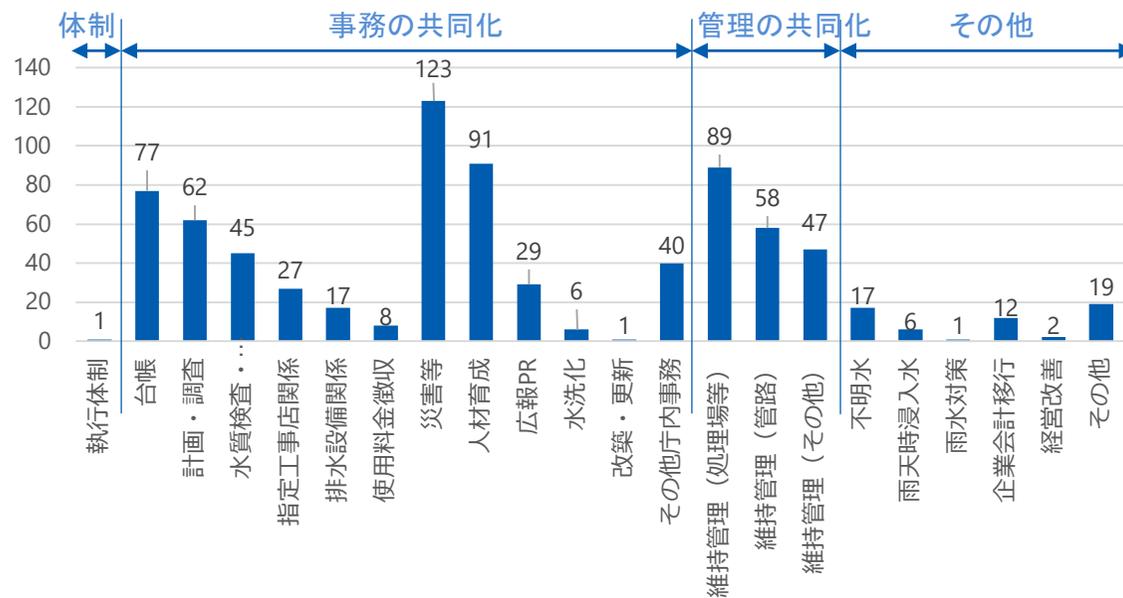
- ハード対策として全体で約2,000カ所の汚水処理施設の廃止（現有施設の約27%）が位置付けられ、ソフト対策としても事務の共同化や管理の共同化等、様々な取組が予定されている。
- ハード対策では全体の約61%、ソフト対策では全体の約76%について実施時期も明記されている。
- 都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化・共同化の取組を着実に進めるとともに、更なる広域化の取組を検討いただきたい。

<都道府県構想策定マニュアル検討委員会第8回広域化・共同化検討分科会資料より>

<ハード対策>

施設の分類	廃止予定施設数 (現有施設に占める割合)	現有施設数 (R3末)
下水道処理施設	250 (11.7%)	2,132
集落排水施設 (農集+漁集)	1,662 (31.9%)	5,208
その他施設 (ゴミプラなど)	122 (53.0%)	230
合計	2,034 (26.9%)	7,570

<ソフト対策>



官民出資の広域補完組織による下水道事業の支援（秋田県）

取組の概要

県・市町村・民間企業が出資する地域密着型の「広域補完組織」（株式会社）を設立し、自治体の実情に合わせて幅広い業務を支援することにより、持続可能な下水道事業の運営を目指す。

◆課題

- 生活排水処理事業の運営に関して、行財政改革等による職員総数の減少のほか、経験が豊富な技術職員の退職も進行しており、円滑な業務執行と持続的な事業運営に課題
- ストックマネジメント計画の策定等の専門知識が必要な業務や、工事監督補助等の人手が必要な業務など、自治体の多種多様なニーズに対応した個別最適な補完が必要

◆具体的内容

官と民の人材・ノウハウを結集し、持続可能な下水道事業の運営を実現するため、官民が出資する地域密着型の補完組織を構築（図1）

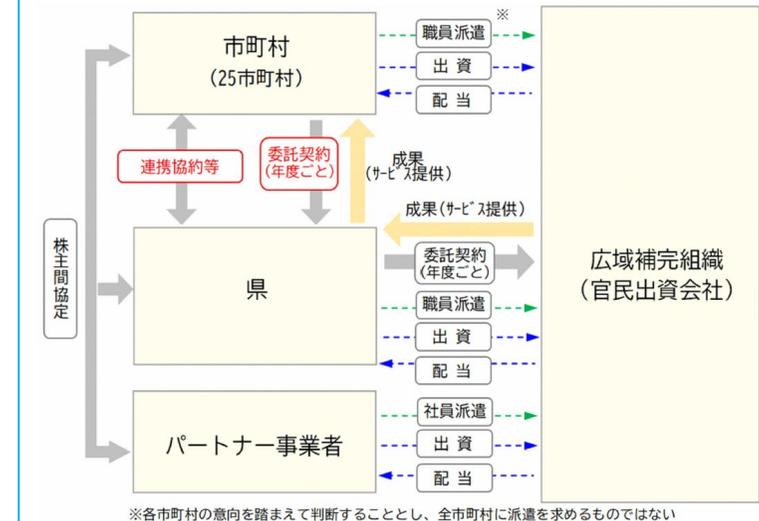
（令和5年11月設立、令和6年4月本格運用開始）

- 公権力の行使に関わる業務（使用料改定、条例制定等）や地域企業を中心に広く民間委託が行われている業務（設計、維持管理等）を除いた業務を中心に、広域補完組織に委託（図2）。事業管理者（県、市町村）の権限はそのままに県内自治体の事業運営の弱点を補完
- 事業運営コストの抑制に向けて、計画方針などの統一化及び管理情報の一元化も目指す

◆効果

- 同種業務の包括的な実施によるコストの縮減と質の向上
- 専門人材不足の解消と自治体職員の負担軽減（注力すべき業務に専念）
- 経営面、技術面でのきめ細やかな相談対応による事業運営の最適化
- 広域補完組織への人材派遣を通じた自治体職員の技術力の向上

広域補完組織のスキーム（図1）



広域補完組織の想定業務（図2）



取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理。

◆課題

- 下水道事業に携わる中小市町村の専門技術者の不足、施設の維持管理経費の増大など

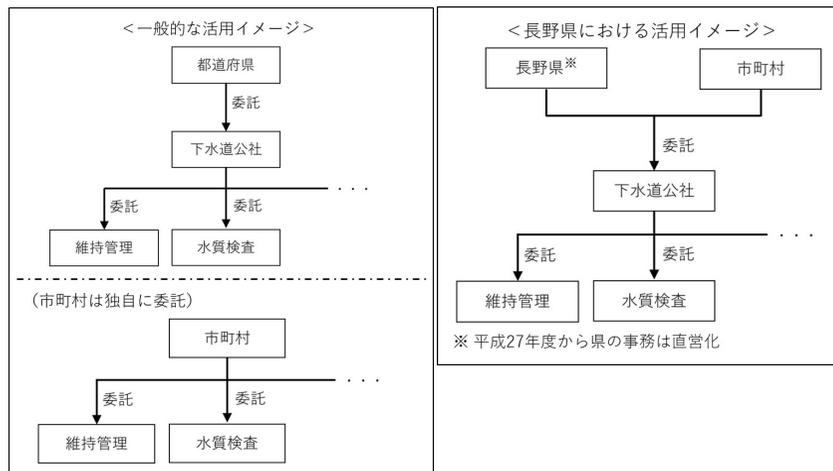
◆取組内容

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に下水道公社を設立（図1参照）
- 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場（55市町村・組合の102場）のうち、31市町村・組合の43場（他に農集排16場）の維持管理業務（処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等）などを受託
- その中でも、異なる事業（公共下水道と農集排）の一元管理や複数市町村の処理場を広域管理する事例もあり（図2参照）

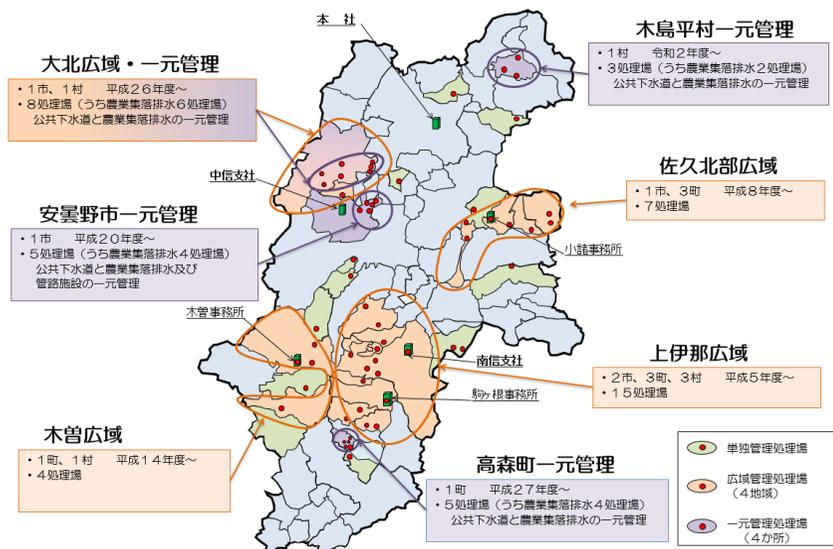
◆効果

- 市町村の事務負担軽減
- 職員数の削減やスケールメリット等によるコスト削減（維持管理経費は、公社委託した方が委託しない場合に比べ11%削減（出典：日本下水道協会発行「H22下水道統計」））
- 管理の質が向上（公社のノウハウを活かした効率的・効果的な維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など）。

（図1）下水道公社の活用イメージ図



（図2）長野県下水道公社における一元管理・広域管理の状況



公営企業の経営安定化支援

資本費平準化債の対象拡充

- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

$$\text{資本費平準化債発行可能額} = \text{元金償還金総額} - \text{資本費平準化債の元金償還金} - \text{減価償却費相当額等}$$

⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

- ※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度
- ※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

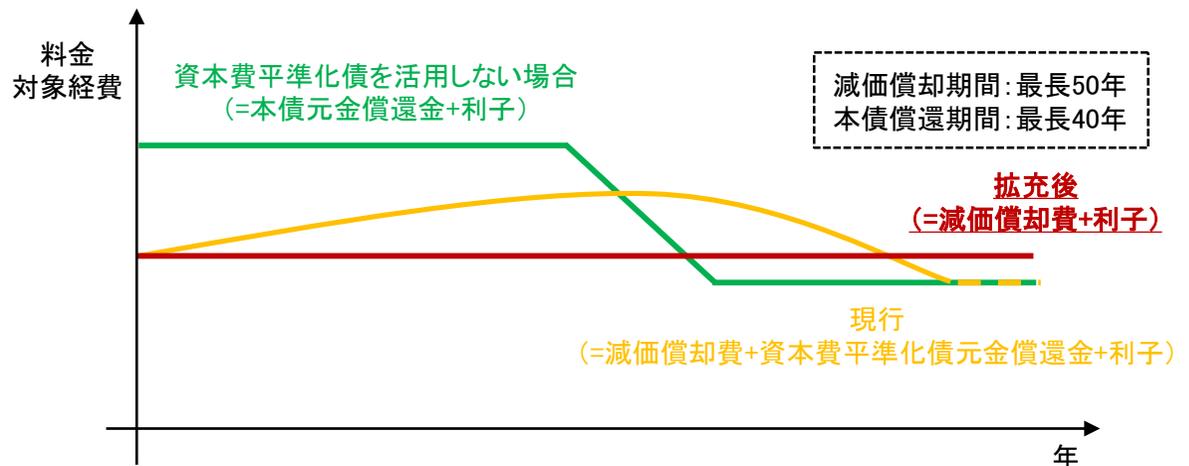
【対象事業】

下水道事業、交通事業 等

＜資本費平準化債の活用効果(イメージ図)＞ ※拡充後を基準とした場合の比較

【R6地方債計画計上額(増額分)】

1,150億円



緊急自然災害防止対策事業債について

対象経費

公共下水道事業における以下の対象施設に係る整備事業に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額

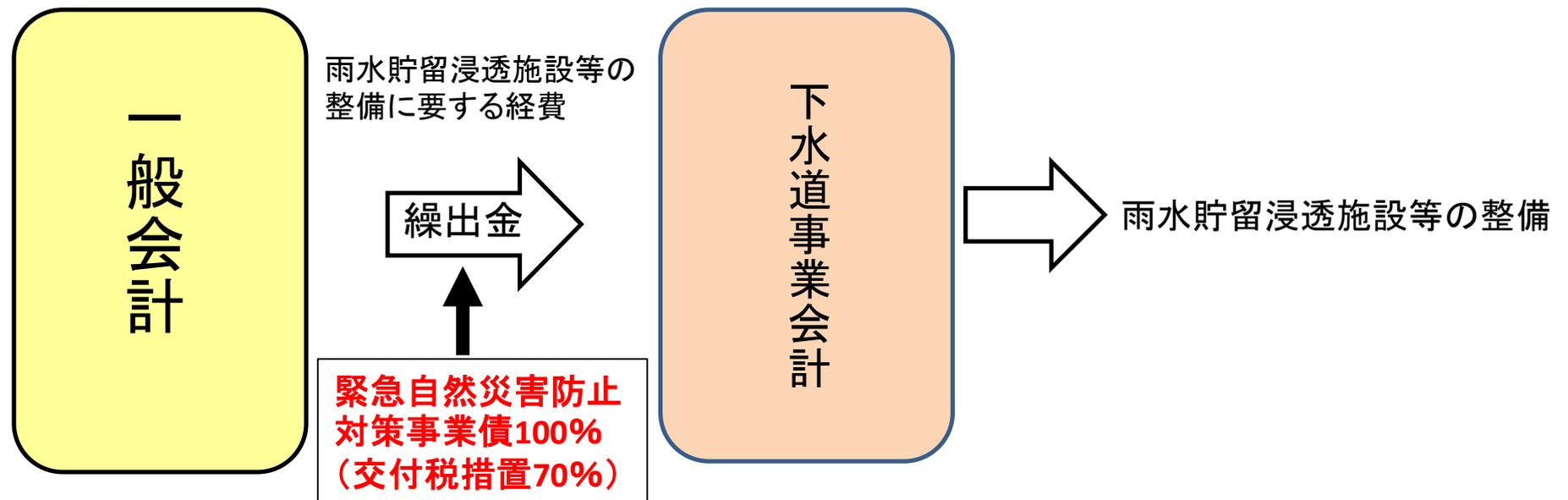
[対象施設] 雨水貯留浸透施設（雨水貯留管を含む）、雨水ポンプ、樋門、樋管

※ただし、流域治水対策に資する地方単独事業として実施するものに限る

財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

3. 上下水道の経営改革の取組に係る支援等

公営企業等の更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用

人材確保、
組織体制の整備

新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

反映

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

計画期間内の
収支均衡

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、
給与の適正化

その他の経営基盤強化
の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3~5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

- 「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表
(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、質の向上を図る**よう要請。
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定・改定状況(令和5年3月31日時点)

(毎年度、策定・改定状況を調査・公表)

- 策定状況:**「策定済」の事業の割合は96.8%**
- 改定状況:**「改定済」又は「令和7年度までに改定予定」の事業の割合は85.1%**

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置(※)
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

※ 令和8年度からは、より質を高めるための取組(物価上昇等を反映した経費の増加等の的確な反映など)を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況（令和5年3月31日時点）

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）
- 6,532事業^(※)のうち、**策定済の事業は6,325事業（96.8%）、未策定の事業は207事業（3.2%）**となっている。

※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止（予定）事業などを含まない。

経営戦略の策定状況（令和5年3月31日時点）

（単位：事業）

	①策定済		②未策定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	1,748	(98.9%)	20	(1.1%)	1,768	(100.0%)
うち上水道	1,296	(98.9%)	14	(1.1%)	1,310	(100.0%)
うち簡易水道	452	(98.7%)	6	(1.3%)	458	(100.0%)
工業用水道	138	(96.5%)	5	(3.5%)	143	(100.0%)
交通	74	(90.2%)	8	(9.8%)	82	(100.0%)
電気	83	(92.2%)	7	(7.8%)	90	(100.0%)
ガス	18	(100.0%)	0	(0.0%)	18	(100.0%)
港湾整備	81	(89.0%)	10	(11.0%)	91	(100.0%)
市場	118	(83.7%)	23	(16.3%)	141	(100.0%)
と畜場	29	(76.3%)	9	(23.7%)	38	(100.0%)
観光施設	168	(83.6%)	33	(16.4%)	201	(100.0%)
宅地造成	208	(81.6%)	47	(18.4%)	255	(100.0%)
駐車場	143	(87.2%)	21	(12.8%)	164	(100.0%)
下水道	3,517	(99.3%)	24	(0.7%)	3,541	(100.0%)
合計	6,325	(96.8%)	207	(3.2%)	6,532	(100.0%)

経営戦略の改定状況

- **令和7年度までの改定を要請**（令和3年1月、令和4年1月）
- 策定済の6,325事業のうち、改定済の事業は1,639事業（25.9%）、令和7年度までに改定予定の事業は3,742事業（59.2%）であり、これらを合わせると、**既に改定済の事業を含め、令和7年度までに5,381事業（85.1%）が改定予定**。

経営戦略の改定状況（令和5年3月31日時点）

（単位：事業）

	①改定済		②改定予定 (令和5年度～7年度)		小計 (①+②)	③改定予定 (令和8年度以降)		④未定		合計		
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)		事業数	(構成比)	事業数	(構成比)			
水道	400	(22.9%)	1,036	(59.3%)	1,436	(82.2%)	183	(10.5%)	129	(7.4%)	1,748	(100.0%)
うち上水道	357	(27.5%)	734	(56.6%)	1,091	(84.2%)	129	(10.0%)	76	(5.9%)	1,296	(100.0%)
うち簡易水道	43	(9.5%)	302	(66.8%)	345	(76.3%)	54	(11.9%)	53	(11.7%)	452	(100.0%)
工業用水道	43	(31.2%)	67	(48.6%)	110	(79.7%)	16	(11.6%)	12	(8.7%)	138	(100.0%)
交通	16	(21.6%)	47	(63.5%)	63	(85.1%)	5	(6.8%)	6	(8.1%)	74	(100.0%)
電気	15	(18.1%)	43	(51.8%)	58	(69.9%)	11	(13.3%)	14	(16.9%)	83	(100.0%)
ガス	7	(38.9%)	10	(55.6%)	17	(94.4%)	0	(0.0%)	1	(5.6%)	18	(100.0%)
港湾整備	9	(11.1%)	54	(66.7%)	63	(77.8%)	10	(12.3%)	8	(9.9%)	81	(100.0%)
市場	5	(4.2%)	69	(58.5%)	74	(62.7%)	31	(26.3%)	13	(11.0%)	118	(100.0%)
と畜場	1	(3.4%)	21	(72.4%)	22	(75.9%)	4	(13.8%)	3	(10.3%)	29	(100.0%)
観光施設	14	(8.3%)	99	(58.9%)	113	(67.3%)	25	(14.9%)	30	(17.9%)	168	(100.0%)
宅地造成	38	(18.3%)	104	(50.0%)	142	(68.3%)	23	(11.1%)	43	(20.7%)	208	(100.0%)
駐車場	5	(3.5%)	99	(69.2%)	104	(72.7%)	24	(16.8%)	15	(10.5%)	143	(100.0%)
下水道	1,086	(30.9%)	2,093	(59.5%)	3,179	(90.4%)	199	(5.7%)	139	(4.0%)	3,517	(100.0%)
合計	1,639	(25.9%)	3,742	(59.2%)	5,381	(85.1%)	531	(8.4%)	413	(6.5%)	6,325	(100.0%)

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。（令和5年度は10月に公表）

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**より質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「策定・改定ガイドライン」や「策定・改定マニュアル」のほか、JFMと共同で実施している**経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、**物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映**させること。
- **新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後も**、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような**新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要**であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、令和6年度から令和8年度までを発行期間とする**交通事業債（経営改善推進事業）の対象事業**は、地方財政法に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、**経営戦略を改定済又は改定に着手済（※）の事業**としていること。
 - ※ 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和4年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
- 令和4年度において、事業廃止103件、広域化等83件、包括的民間委託46件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
103 件		14 件		3 件		83 件		4 件		46 件		17 件	
都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村	都道府県 ・政令市	市区町村
10 件	93 件	4 件	10 件	2 件	1 件	5 件	78 件	0 件	4 件	3 件	43 件	9 件	8 件
水道	16	水道	0	水道	0	水道	19	水道	0	水道	11	水道	6
工業用水道	3	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	2
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	4	電気	1	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	2	ガス	2	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0
病院	2	病院	1	病院	3	病院	3	病院	1	病院	0	病院	1
下水道	19	下水道	0			下水道	57	下水道	0	下水道	34	下水道	7
簡易水道	3	簡易水道	0			簡易水道	4	簡易水道	0	簡易水道	1	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	2	市場	1			市場	0	市場	0	市場	0	市場	1
と畜場	0	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	18	宅地造成	0			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	2	駐車場	1			駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0	駐車場	0
観光	5	観光	1			観光	0	観光	2	観光	0	観光	0
介護サービス	21	介護サービス	7			介護サービス	0	介護サービス	1	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	5	その他	0			その他	0	その他	0	その他	0	その他	0

合計

270件

(令和3年度実績 261件)

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。
 (※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念。
 事業統合を行った場合は、統合される事業は事業廃止、統合する事業は広域化等として計上している。
 (※3) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合が含まれる。
 (※4) 民営化・民間譲渡等、他の事業に統合せずに事業廃止となる場合は、1つの取組をそれぞれの類型に計上している。
 (※5) ※4のほか、1つの事業で複数の取組を行った事例が存在する。事業数ベースでは合計247事業となる。

公営企業会計適用の推進について

公営企業会計適用の必要性

- 急速な人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



- 公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、**中長期的な視点に基づき経営を行う必要がある**
- 将来にわたり持続可能な経営を行うには、**適切な原価計算に基づき料金を設定する必要があり、そのためには、公営企業会計の適用により得られる情報が必須**である

公営企業会計適用の取組

現状

- これまで重点的に適用を要請してきた下水道事業及び簡易水道事業について、98.9%の事業が適用見込み(※)
- 一方、その他の事業については、19.2%の事業が適用見込み(※)となっており、一層の取組の推進が必要

※ R5.4.1時点の取組状況



令和6年1月22日付け自治財政局長通知

- 適用が完了していない**下水道事業及び簡易水道事業**について、**早急な適用を要請**
- **その他の事業**について、**できる限り適用を要請**
(特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討)

主な支援方策

- **地方財政措置(R10年度まで)**
 - ・ 公営企業会計適用債
 - ・ 都道府県が行う市町村への支援に係る地方交付税措置
- 人的支援
 - ・ 経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣
 - ・ 電話相談体制の構築
- 技術的支援
 - ・ マニュアル・Q&A集等

地方財政措置等の要件化

- 以下の地方財政措置等について、**公営企業会計の適用を要件**とする
 - ・ 下水道事業の高資本費対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 簡易水道事業の高料金対策 (R6年度決算に基づく算定から)
 - ・ 資本費平準化債(※)
- ※ 下水道事業及び簡易水道事業についてはR7年度から
その他の事業についてはR11年度から

公営企業会計適用の取組状況(R5.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は97.9%、下水道事業は99.1%、人口3万人以上のその他下水道事業は96.9%が「適用済又は適用に取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業

(単位 事業)

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
① 適用済又は適用に取組中	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)
② 検 討 中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③ 検 討 未 着 手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合 計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業

(単位 事業)

	人口3万人未満				人口3万人以上	
	簡易水道事業		下水道事業		その他下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
① 適用済又は適用に取組中	405 (94.0%)	418 (97.9%)	1,582 (97.7%)	1,600 (99.1%)	688 (93.0%)	711 (96.9%)
② 検 討 中	24 (5.6%)	7 (1.6%)	34 (2.1%)	10 (0.6%)	47 (6.4%)	19 (2.6%)
③ 検 討 未 着 手	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	5 (0.7%)	4 (0.5%)
合 計	431 (100.0%)	427 (100.0%)	1,619 (100.0%)	1,614 (100.0%)	740 (100.0%)	734 (100.0%)

「経営比較分析表」を活用した公営企業の全面的な「見える化」の推進

「経営比較分析表」による見える化の徹底

○各公営企業が必要な住民サービスを安定的に継続していくため、これまで以上に経営指標を活用して、現状・課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等にわかりやすく説明する必要があることから、「経営比較分析表」の策定及び公表を要請。
(平成27年11月30日付け公営企業三課室長通知)

- ・複数の経営指標を組み合わせた分析
- ・経年比較や他の地方公共団体等との比較

- ・自らの経営の現状、課題を客観的に把握
- ・現状・課題が議会・住民にも「見える化」

- ・抜本的な改革(廃止、民営化・民間譲渡、広域化)の検討
- ・「経営戦略」の策定・改定

を強力に後押し

健全性、効率性が一目でわかる経営指標の採用

○経営指標

- ① **経営の健全性**… 経常収支比率、累積欠損金比率、流動比率等
- ② **経営の効率性**… 料金回収率、給水原価、乗車効率等
- ③ **老朽化の状況**… 有形固定資産減価償却率、管路更新率等

見える化のコンテンツ

- ・各公営企業の基本データ(普及率、給水人口等)
- ・経営の健全性・効率性・老朽化の状況を示す指標の**経年変化・類似団体比較**を示したグラフ・表
- ・各公営企業による**分析コメント**
- ・毎年度2月を目途に、各指標・コメント等を更新

対象事業の推移



誰もが比較検討しやすいイメージで公表

経営比較分析表

A県 B市				人口(人)		
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	水道事業	末端給水事業	A1	777.77	888.88	999.99
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1人当たり給水人口(人)	現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
33.33	44.44	55.55	666.66	1,010.10	1,111.11	1,212.12

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%)

H21	110.7
H22	114.3
H23	113.6
H24	112.7
H25	111.4

② 給水原価(円)

H21	174.4
H22	172.8
H23	171.9
H24	174.1
H25	176.9

2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率(%)

H21	47.0
H22	48.1
H23	48.9
H24	46.9
H25	47.7

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】平成26年度全国平均

分析欄
1. 経営の健全性・効率性について
2. 老朽化の状況について

全体総括

公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

- ※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象
- ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

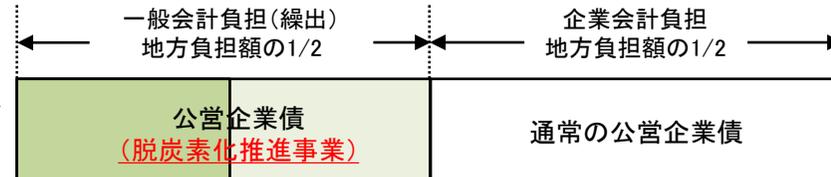
3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化※ ¹	50%
省エネルギー (省エネ改修※ ² 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

※¹ 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

※² 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



元利償還金の **30～50%** を普通交付税措置

※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

水道・工業用水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月20日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**小水力発電の導入**の取組に対して地方財政措置を講じ、水道・工業用水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 小水力発電の導入

※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業を対象
※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

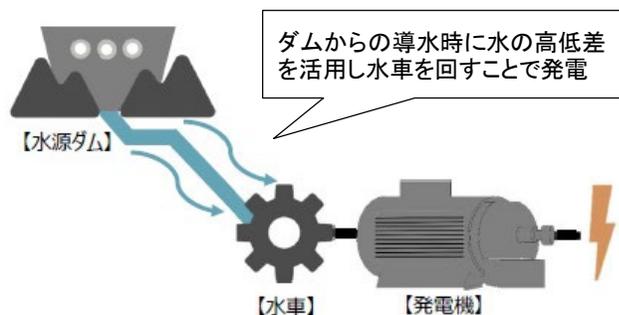
事業期間

- 令和5年度～令和7年度

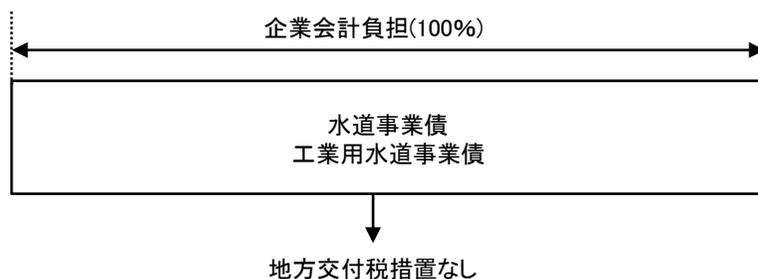
地方財政措置

- 地方負担額の1/2に一般会計から出資(一般会計出資債)し、その元利償還金の**50%**を**普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常の公営企業債を充当)

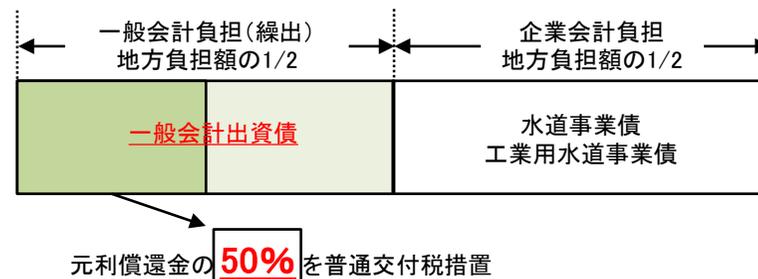
イメージ図



通常



脱炭素化推進事業



下水道事業における脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、**再生可能エネルギーの導入、汚泥の活用や高温焼却によるN₂Oの削減**の取組に対して地方財政措置を講じ、下水道事業における脱炭素化を推進。

対象事業

- 再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水汚泥固形燃料化、下水熱の活用)
- 汚泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入)
 - ※地方公共団体実行計画に基づいて行う地方単独事業・国庫補助事業を対象
 - ※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外



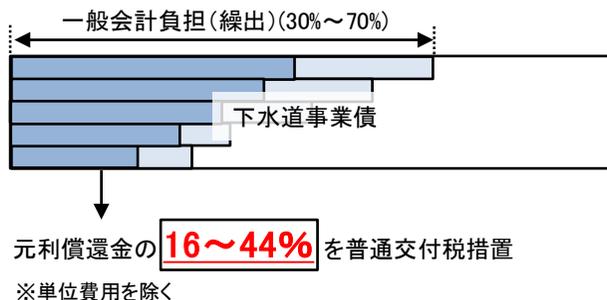
事業期間

- 令和5年度～令和7年度

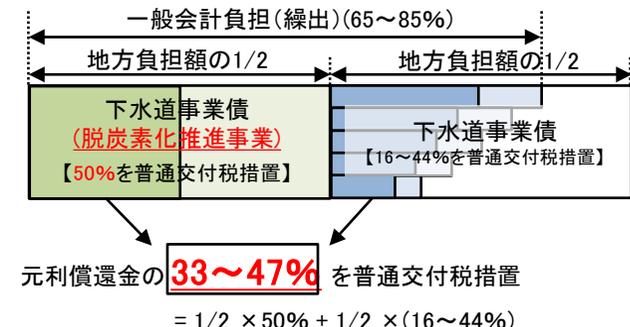
地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「下水道事業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金の**50%を普通交付税措置**(残余(地方負担額の1/2)については、通常の下水道事業債を充当)

通常



脱炭素化推進事業



令和6年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する支援分野

○ 公営企業・第三セクター等の経営改革

- ・ DX・GXの取組
- ・ 経営戦略の改定・経営改善
- ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
- ・ 上下水道の広域化等
- ・ 第三セクターの経営健全化

○ 公営企業会計の適用

○ 地方公会計の整備・活用

- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
(公共施設マネジメント)

○ 地方公共団体のDX

○ 地方公共団体のGX

○ 首長・管理者向けトップセミナー

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

(3) 事業規模

- 約6.5億円(約1,900団体・公営企業への派遣を想定)